

# 平成24年第11回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会記録

平成24年9月28日（金曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	中間 建二 君	副委員長	中村 庄一郎 君
委員	尾崎 利一 君	委員	関野 杜成 君
委員	和地 仁美 君	委員	関田 正民 君
委員	御殿谷 一彦 君	委員	床鍋 義博 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
17番	東口 正美 君		

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君

## 出席説明員（なし）

## 会議に付した案件

- (1) 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討
- (2) (仮称) 東大和市議会基本条例の調査検討

午前 9時30分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成24年第11回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

---

○委員長（中間建二君） 市民に開かれた議会のあり方についての調査検討及び（仮称）東大和市議会基本条例の調査検討の2件を一括議題に供します。

前回の委員会に引き続き、2巡目の議論を行います。

2の議会運営の諸課題の力、請願陳情の審査における提出者からの意見聴取についてから議論を始めます。

前回お配りいたしました正副委員長のもとで調整をいたしましたたたき台の資料を御確認いただきたいと思いますが、1巡目の議論のときには、この請願陳情の審査における提出からの意見聴取については、何らかの形で直接陳情者の意見を聞く場を設けることで合意、具体的な方法について協議を継続ということで取りまとめをさせていただきます。

正副の案といたしましては、請願・陳情を審査する委員会の正副委員長において、提出者と面談を行い、提出者の意向を確認した上で、取り扱いを委員会に諮る、これは、いわゆる発言を行うことを許可するかどうかということについて、委員会に諮って、同意を得て、手続を行うと、委員会の合意を得た上で、提出者の発言の機会を設けると、このような形で手順を踏んでどうかということで、御提案をさせていただいております。この件につきまして、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（和地仁美君） 私、このたたき台の中で1点ちょっと確認したいんですけども、正副委員長が、まず面談を持つ、要するに委員会のメンバー全員が、協議会、いわゆるクローズの場面でまずはヒアリングをかけるというような案ではなく、正副委員長が、まずは陳情者、提出者の意見をまずは聴取という方向で、たたき台をつくった理由というか、全員で聞いた場合と正副で聞いた場合、何かしらの弊害というか何か問題点を感じて、正副で先にという案にされたのか、その点をちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（中間建二君） これはあくまでもたたき台ですので、この後皆さんの御意見で調整がなされるものだと思いますが、私の考えでは、全員で聞くのであれば、そこで済んでしまうといえますか、そのための日程調整も必要になりますし、全員で、その提出者の意向を確認する、また内容等、調整するのであれば、ほかの市の実例等も前回資料提供がありました、その中では、基本的には、いわゆる協議会の中で、提出者の意向、意見を伺うところがほとんどです。要は、委員会の中で発言をしているというところまでやっているところは少ない。そういった意味では、逆に提案、たたき台としては、陳情者、提出者が、どういう意向を持って、提案しているのかということをもまずは、正副で確認をする。その上で、その陳情提出者のもちろん委員会の中で発言をしたい、したくない、両方あるかと思しますので、その意向なり理由なり、またそういう発言が可能な方なのかどうかということも含めて、正副委員長が確認をした上で、正副委員長が一定の考えを持った上で、委員会に諮るというのが望ましいのではないかと、そういう御提案でございます。

○委員（尾崎利一君） 私は、こういう形で確認できればこれでいいと思うんですけども、陳情や請願をやる際に、そういう意見表明したいかどうかというのは、その段階でどこかチェック項目を設けておいて、したいということであれば正副委員長で面談をして、その上で、どれぐらいの時間しゃべりたいのかということもあるでしょうし、それから委員会でやるのか協議会でやるのかということについても、相手側の条件もいろいろあるだろうと思うんですけど、議事録に残るような形でやるのかどうかということもあるでしょうし。そこら

辺を、請願・陳情を出した御本人と、正副委員長で確認をして、調整をした上で、委員会に諮って、その合意の上で、協議会になるのかどうなるのか、その先は委員会に任せられるということになると思いますけれども、基本的に提出者の発言の機会を設けるという線で、こういう仕組みをつくってきちっとやるということで、私はいいんではないかと思えます。

○委員（床鍋義博君） 私も、正副委員長でつくられたこの原案どおりで、まず正副委員長において面談を行い、どういった方が来られるかというのがわからないので、ある意味すごく偏ったと言ったらおかしいですけども、そういった方が来て、延々と委員会等で意見陳述されても困りますので、そういったところで、変な意味で禁止とかではなくて、そういったある程度基本的な事項を満たしていれば、すぐ委員会に諮るとか協議会にかかわるかという、そういったガイドラインみたいのができれば、このままでは問題ないのかなというふうに思えます。このままで賛成です。

○委員（御殿谷一彦君） 趣旨として、方向性としては私も賛成です。ただ、やはりいろんな議会によってやり方が違ってはいるんですけども、委員会で表明するときの人数とか、それから時間だとか、それからその辺ははっきり決めてから決めていきたいというふうに思っております。余り長々とやられてもちょっとおかしな話になっちゃうので、その辺はしっかり決めていきたいというふうに思えます。

○委員（関田正民君） 私もこれでは賛成なんですけど、今御殿谷さん言うように、やはり最初、正副で面談をして、それでその面談で意見、言う人の人数を決めて、多くても2人ということで、それで今床鍋さんが言うような心配も出ておるんですよ。だから、まずそういうことで面談をしてもらって、面談するときは、関係者は2名までということやってまいればいいのかと、そういうふうに思えます。

○委員（関野杜成君） いろいろと皆さんの御意見を聞いていて、それでいいかなと思ったんですけど、1点ちょっと質問なんですけど、この正副のほうで一応考えた「一回、正副委員長において面談を行い、提出者の意向を確認した上で委員会に諮る」というようなこの書いてあるのと、先ほど委員長が述べていたのは、委員会ではなく、例えば協議会とか、そういったところでやられている議会が多いというようなお話をされてましたけれども、そちらをメインにして、これを行っていくのか、それとも委員会で発言をさせるというものをメインとして、その流れを行っていくのか、どちらなのかというのがちょっと気になっているんです。

○委員長（中間建二君） ですから、ここで、正副で出してる案としては、基本的に協議会ではなく委員会で、公式に委員会の場で発言をしてもらおうということが、あくまでも前提で御提案をしております、ただそこに至るまでの手続としては、まず正副が、委員会ではない場で、確認を提出者の意向なり、陳情の趣旨なりを、責任を持って、確認をし、その上で委員会に諮っていくと。これは、私の考えですけども、委員会に諮るわけですから、その請願陳情の提出者の発言を許可するということに対して諮るわけですね。基本的には、こういうことを認めていこうという方向であれば、諮れば許可することが大半だと思うんですけども、もしかしたら事例によっては、内容によっては、それは許可できないと、委員会に諮ったところ皆さんの反対で、この陳情だとかこの発言は許可できないということも、諮るという意味では、そういうことも当然あり得るという意味で、手順を踏んでの流れだということを御理解いただきたいと思えます。

○委員（関野杜成君） わかりました。この文章を読めば、今委員長が言われたとおりなのかなというふうに思いますが、先ほど委員長の説明の中で、他市の議会ではそういったのが多いという発言があったので、どちらを視野に入れてるのかなというので、ちょっと質問させていただきました。

それと、あと今のところ委員会の合意を得て、提出者の発言の機会というところで、今御殿谷委員だったり

関田委員なんかから出ていましたけど、人数制限とか、あと発言の時間とかでありますけど、例えば再質問とか質疑というところまではどのようにしていこうと考えているのかというのが、1点、これをやるのであれば出てくるのかなと思うんですけども、初めの提出者の意見表明だけで終わりなのか、それともその提出者に対して、委員会、委員が質疑を行っていくのか、そこまでは、皆さんはどのように考えているかをちょっとお伺いできればと思います。

○委員（関田正民君） 私は、質疑は必要ないと思うんですよ。今まで、図面、これだけで来たので、ただ今度では自分の意見も正副に言えるわけですから、それで委員会に来たときには、その説明だけで、それであとは退席してもらって、あとは私どもで議論すると。質疑となると、これ、もう本当にそういうことを述べられたって、違う議題もあるだろうし、やはりそれは、質疑は、私は必要ないと思います。やると逆に変なというようになってっちゃうと思うんですよ、まとまんないで。だから、私は、時間も決めて、人数も決めて、説明時間も決めて、終わったら退席してもらおうと、それがルールかなと、私は思います。

○委員（床鍋義博君） 私も、基本的には、今関田委員がおっしゃったことと大体同じなんですけれども、全くもって意味不明だったりするようなことがあったときに、これ、どういう意味なのか、そのぐらいのことは聞いてもいいのかなという気はちょっとするんです。これが逆に一つ懸念されることは、それが、今度、質問はオーケーみたくなくなっちゃうと、ある意味質問攻めみたくなくなっちゃって、そこで委員会で、つぶしちゃうみたいなことになっちゃうと、そういう市民の方の権利というものがすごく制限されることなので、すごく気をつけなきゃいけないと思うんですけども、そのあたりは、先ほどの件で正副委員長が先に面談とかされるときに明らかにされればいいのかと、ただの面談というところ、どのあたりが面談となるのかわからないんですけども、そういったところが明らかにされれば、基本的には、今関田委員が言ったことと同じです、同意します。

○委員（中村庄一郎君） 今の皆さんの意見をお聞きしてあれなんですけれども、まず一つは、ある意味、委員長としての裁量権みたいなものも、やっぱり少しこのところで許可していかなくちゃ、許可とかその勉強の段階でしていかなくちゃいけないのかなというのがあると思うんですよ。それには、その3常任委員会がやはりそれなりのある程度の権限みたいなものもある程度持ちながらやっていくと。それには、それぞれの陳情や請願に対しても、やっぱりそれなりの一つの責任と言っちゃあれですけども、それなりの重みを持って接するという部分というのは必要だと思うんですね。その中でこれを取り上げたのは、取り扱いを委員会でやっぱりするわけなんですけども、そのときに、例えば陳情者と面接したときに、この陳情、もしかしたらそぐわないんじゃないかという部分なんかも恐らく出てくると思うんですよ、これから先ね。これは、うちの委員会としてはちょっとどうなのかなというのは、だからそんなことも含めて、やはり委員会として、中で、いろいろ、とりあえずは正副で面接をする。その後、要するに今度は委員会に諮って、じゃそれ、実際に委員会へ来てもらうかどうかということもやらなきゃいけないわけですよ。そんな中で、先ほど関田委員のほうからお話もありましたけども、要するにそれを聞いただけでは、ちょっと判断に困るということになれば、当然それは委員会の中で諮って、質問をしなきゃならないところなんかも出てくると思うんですよ。だから、そういう意味では、まずはこういう段階を経て、次は、ですからある意味で、これがある程度皆さんの中でお諮りして、この考え方でいこうという話になれば、やはりまた改めて代表者会議なり、代表者会議だけじゃだめなのかな、議運の委員会の中か何かでもやっぱりしっかりとあれすべきなんだろうとは思っていますよ。ですから、とりあえず一つの段階として、こういうふうな形の手法をとる、要するに正副委員長において

面談を行うと。

それから先は、もう少しここに書いてあることだけじゃなくて、いろんなさまざまな委員会としてのやっばり動きがそれぞれ出てくると思うんですね。それによって、非常に、陳情・請願というものに対してどういうふうに考えていくのかというのは、また一つ新たに考え方として出てくるんじゃないかと思うんですね。ですから、とりあえずこの方向はこの方向で、私は、皆さんのお話があるようによろしいかなというふうに思います。

○委員長（中間建二君） 今の中村委員の御発言を今までの事例で考えますと、結局私どもの議会は、請願・陳情が出されたものについては、基本的に窓口を持ってきたものについては、いわゆる体裁が整っていれば、基本的にはすべて事務的に受け付けをするという大変に開かれた形になっているわけですね。これが議長のもとで処理をされ、付託先について議会運営委員会で協議をするわけですが、付託先は、議会運営委員会で諮って、決定をしていくわけですが、今の中村委員の御発言からしますと、内容によって、いわゆる議会で、委員会で審査することが不適当な場合には、議長預かりという形があるわけですね。陳情は受け付けられけれども、審査はしない。それは、議長が受け取ったけれども、委員会には付託をしないということが、現実的には、事例は少ないけれども、内容によっては過去に幾つかそういうこともあったと。今の中村委員の御発言は、請願・陳情を受けた段階の中で、正副委員長が提出者と面談した段階で、内容によっては委員長預かりというふうな形を考えられる。そのことについては、当然どこかで諮らなきゃいけないので、委員会に諮った上で、この事案については委員長預かりにする、受け取ったけれども、審査はしない、こういうようなイメージの御提案ということでよろしいのでしょうか。

○委員（中村庄一郎君） そうですね、委員長預かりというよりも、委員長がまた議長に返す場合もあるかもしれないということですよ。議長が預かっちゃったって、それは受けたかもしけないけれども、ただあくまで先ほどからお話があるように、あくまで陳情・請願もこういう書類で来るわけですね。そのために、書類の中で、当然書類の中で把握できるものであれば、要するにそういう陳情者、請願者を呼ぶ必要性はないわけですよ、当然ね。ただ、いろんな疑問があったり、何かこういうことを聞きたいんだということであれば、当然面談をするということなんですけれども、そのときにおいて、やはりじゃ正副で判断できない、じゃ委員会、全部集めてやろうかというのも、それも有りだと思えますよ。じゃ、御本人、来てもらったけども、ちょっと正副だけじゃ判断し切れないよと、じゃ委員会で一回ちょっと会ってもらって、みんなに聞いてもらおうという話にも出ると思うんですね。そうしたときに、やはりこの中の判断として、これはどうなのかと、委員会の中で、これをこういうふうに話す内容については、どういう問題があって、どんなふう展開していくのかなということを考えていただいたときに、じゃそれが出たときに、次は、じゃどうするのといったら、さっき言われた、ちょっと委員長判断でそれを審査しないという判断も、やっぱりこれも難しいと思うんですよ。ですから、そこところは、またそれから先は、さっき言った議運なりなんなりで、一回こういうこともあるだろうということを前提に、今回これを取り上げてもらっても、そういう話し合いを持たないと、きちんとした規則というか、そういうものをつくっていかないと難しいのかなとは思いますが。

○委員（尾崎利一君） 特別委員会で確認すべき事項としては、私は、ここ、正副委員長案を確認するということがいいと思うんです。それで、その後のことについては、ちょっと委員会条例まで改正する必要があるかどうか分かりませんが、会議規則については少なくとも改正が必要になるというふうに思いますので、それから時間や人数については、会議規則というよりどこかの申し合わせ事項になるかもしれませんが、

そういう実際の実施に当たってのさまざまな細かい事項に、細かいというか、基本的な事項といいますか、そういう事項については、今後ここで確認したことをもとにして、議会運営委員会等で決めていただくという、場合によっては条例の改正を行うということになってくるのではないかと。ですから、ここの特別委員会での確認事項としては、この正副委員長案で確認をするということでもいいのではないかと思います。

○委員（床鍋義博君） 1点確認なんですけれども、この請願・陳情された方の意見をこちら側が聞きたいといった場合と、逆に市民の方、提出者の方が、これは文章だけではなくてもっと思いを伝えたいんだといったことの両方を想定しているという形なんでしょうか。私の中では、両方ありなのかなというふうに思っていますが、皆さんの考え、いかがでしょうか。

○委員（関野杜成君） 私は、両方とは考えているんですが、その場合、ちょっと条例というか内容が、まだ私も周知していないのであれなんですけれども、議会としてその陳情者を呼ぶというのは、何かルール上もうあるのかどうかというところがちょっと聞きたいと思うんですけれども。ないんであればそのままでもいいのかなと思うんですが、もしあった場合は、それはそれでルールがもしあるのであれば。

○議会事務局長（石川和男君） もう既に参考でお配りしている、前回お配りしました小平市が調査した内容の各市の状況のものがあります。結論からいいますと、請願・陳情の今委員会側から意見を聞きたいという考え方と、出された請願・陳情者の側から意見を出したいという場合の2通りがあるんじゃないかという関連でございまして、その関連での特別な決まり事は、現状はないと考えております。ただ、この現在あります参考人制度ということを活用して、その制度で、少し意味合いが、多少、実質的には違うような取り扱いをされているようなところがありますけれども、町田市とか、そういうようなところの資料がお手元にあると思いますが、そういうものを活用しているところもございまして、あるいは現状のまま申し合わせ事項をつくったり、あるいは先例で実際にこの意見陳述を受けたり、そういうようなやり方が各市さまざまございまして、現状の請願・陳情の意見の陳述につきましては、決まり事というか、そういう内容については、現状はないと認識しております。

以上でございます。

○委員（関田正民君） 単純に、だってもう請願を持ってくると受け付けるわけですよ。議運で配付先を各委員会へ送られるわけですよ。ですから、それから今度、送られてきたら、正副で面談を、説明をしたいんだということであれば、じゃ面談しましょうでいいんじゃないですかね、こちらからあえて言うことじゃなくて。いや、別に説明、要らないじゃ、そうですかと、ごく自然な今の流れでやればいいし、ただこれ、ちょっと説明したいんだというときは、面談をしてもらって、委員会に出てもらっても、いいかな、悪いかなということ判断してもらえれば、もう単純なその流れでいいんじゃないですか。受けちゃっているんだから、これ、各委員会でもう割り振っちゃったんだから、これ、しないわけにはいかないんだから、ただその中で私、ちょっとこれ、説明したいんですよと言ったら面談してもらえばいいし、いやいや、このままでいいですよと言ったら、ごく自然の流れの今の委員会の流れでいいし、そういうところは別に問題ないと思うんですよ。私は、説明したいというものをだめだじゃなくて、説明したいんだと言ったら、この今言うように正副で面談をして、委員会に説明してもいいかなを判断してもらえばいいことであって、そうでしょう、だってもう付託先が決まっちゃっているんだから、議運で、だからだめだということはできないわけですから、それが一番いいんじゃないですかね、自然の流れだと思います。

○委員（中村庄一郎君） まずは、先ほどの床鍋委員のどちらにしても条件的にはどうなのかという話もありま

したけども、それは私も賛成です。こちらからあれの場合も、向こうから来た場合も、それはもういいと思います。

それと、一つ済みません、私のほうでちょっと訂正をさせていただきます。面接をしたから、その中で、じゃあと委員会としての処遇をどうしようかみたいな話をしましたけれども、実際に委員会にたどり着くまでには、議運委員会でも、どこの委員会で審査するかとか、その中で議運の委員会なんかで一つもんでいるわけなんですよ。ですから、とりあえず陳情の付託先については、そういうことがまず前提にあるということがありますよね。その中で、今度は委員会に振られて、委員会で提出者と話をするなりなんなり、いろんな陳情の内容を確認するということでもありますから、ですから付託された委員会の中でこれをどうするかというか、例えば先ほどのちょっと言葉の中では、やはり審査するかしないかというところまでちょっとお話をしましたけれども、そここのところは、非常に、今までの流れ、その当然議運というものがある中で、こういうふうに委員会付託があるわけですから、そここのところがちょっと私の発言としては、少しちょっと過剰過ぎた発言でありますので、そここのところは、ちょっとここでというよりも、ですから改めてそういう議運のあり方みたいなところ、あり方というかあり方なんですけども、その進め方みたいな形で、この中でじゃなくて、その中で話を持っていただければよろしいのかなと思います。今はこういう形で進めていただければというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） 委員会のほうで聞きたい場合どうするかということですけど、基本的にここで議題になっているのは、陳情者、請願人というんですか、陳情人、請願人ですか——が、説明をしたいという意向があるときに、それを議会として受けとめるというのがこの主たる課題なんではないかなと思うんですけども、委員会として、本人は、意向がなかったけれども、聞きたいというような場合には、やはり参考人として要請するということになるんじゃないのかなと。何か町田市でもこの参考人の規定を準用しているようなことがありますけれども、ただその場合は、委員会で参考人として呼ぼうということを決めた上で、議長の了承を経て、参考人に、日時、場所等について通知をします。だから、それは、現行規定で、それは、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、できることではないのかなというふうに思います。

○委員（和地仁美君） 先ほど尾崎委員の今おっしゃっていたこの委員会での取り扱いというのは、その機会を与えるかどうかということで私もとどめていいと思うんですけども、先ほどの中村委員がちょっと行き過ぎたところまで踏み込んで発言をしてしまったということで訂正されていましたが、やはり文章だけで、今までの陳情・請願を見ても、本当の趣旨は、どの会派の方も委員会も一人一人の議員も、非常に真摯に審議をしているなって私は感じているので、そういった意味で、出された方も、権利はあるというところであるけれども、説明の義務までは言いませんけれども、やっぱり行間でわかりづらいところと、本当にその意味を把握していないと審議が正しくできないという部分もありますので、ここでは話すことではないと思うんですけども、先ほど中村委員のおっしゃっていたこれをどう扱うか、審議するのかどうかというところまで、今後少しちょっと発展をしていかないと、正しい判断ができないという場合も出かねないというふうに思いますので、ぜひともそういった提出者の方も、やはりそこに重きを置いて、両方で真摯に向き合えるようなその機会を持って、今後ちょっと取り扱いができたらいいなと。これは、ここで話すことじゃなくて、先ほどの中村委員の意見に私も同感ですということをお伝えしたく、発言させていただきました。

○委員長（中間建二君） それでは、おおむね御意見をいただきまして、取りまとめさせていただきますと思いますが、この項目については、正副委員長のたたき台の内容について、おおむね御理解をいただいたということでございます。御意見として、ただ発言を認める場合でも、一定の時間の制限や人数の制限については、必

要ではないかという御意見があったということで、確認をさせていただきたいと思います。

それから、質疑を受けるか受けないか、行うか行わないかということについては、そこまでは、この特別委員会の中では、確認をするところまでは至らないということでございますので、これを先ほど尾崎委員のほうで御意見がありましたように、実際に運用するためには、きちっと会議規則、委員会条例等の規定が必要だと思っておりますので、それをしかるべきところで検討する段階において、具体的な取り扱い、ルールを決定していくという方向性を特別委員会の中では確認したというようなところで、取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） それでは、この項目につきましては、そのように取りまとめをさせていただきます。

では、続きまして次の項目に移らせていただきます。

ケの議員の発言権の保障の項目になります。

1 巡目のところについては、中間報告の取りまとめの段階で、一般質問における一人100分間の時間配分について、会派に配分してはどうかという御意見がございました。また、予算・決算審査における質疑でも、会派による時間制を検討すべきではないかという御意見もございました。

この中で、一般質問においては、一人100分間は、今後も保障する前提で、会派における時間配分について、継続して協議をするということで、取りまとめをしてございます。予算・決算審査については、議案の付託のあり方も含めて検討するというので取りまとめがなされております。正副の意見といたしましては、一般質問の取り扱いについては、現状のままということではどうかということでございます。それから、予算・決算の審議については、一般会計の審議において、総括質疑を会派に時間で割り振って行う。また、款別審査についても時間制を導入する。最後に、会派による締めくり質疑を行う。特別会計においても、今の歳入歳出一括審査は維持しつつ、会派に時間で割り振るという形で、要は、予算審議・決算審議については、時間制でルールを設けてはどうかということの御提案でございます。

この項目につきまして、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 一つずつやっていただいたほうがいいのかと思うんですが、一般質問について、まず意見を言わせていただきますけれども、私は、120分にすべきだということで、前回、言っているんだよ。それは戻すべきだという、これは、120分から100分になったときは、これは、多数決で、こういう形に、全会一致ではなくてなっているので、活発な審議を保障するという点で言えば、少なくとも戻すべきではないかと主張したわけですが、なかなか合意になる状況ではないので。それで会派、私は、会派に配分してというのは、基本的に一般質問は議員個人が行うものというふうに考えていますので、会派への割り振りというのはちょっとそぐわないのかなと。逆に言えば、一人100分だけでも、会派に割り振ることによって総時間をふやしたいというのは、一般質問の時間が100分では足りないということに、私は、結論としてはなるんではないかと思っておりますけれども、個人に与えられているという点では、時間はともかくとして、一人一人に100分が与えられるという現状どおりという提案について、賛成をします。

○委員（床鍋義博君） 私は、今の一般質問、一人100分に関しては、問題ないというふうに思ってます。長ければ長いほうが、もちろんいいにこしたことはないといいますが、保障されると思うんですね、いろんな意見を言えるという点では。ただ、やはり制限をかけてるというのは、その中で簡潔に議事を行うということもやっぱり議員として考えなきゃいけないことなので、ある程度どこかで線を引かなければ無制限ということに

はならないと思うので、それが、現状、いろいろな経緯があって100分となったということで、私、昨年からですけれども、やっていて過不足はないのかなというふうに感じております。ですから、この時間制限に関しては、今一人100分というのはすごくよい制度だと思っております。

会派の割り振りに関しては、私も、尾崎利一委員と同じで、これは必要ないのかなと。これは、あくまでも議員個人に与えられた一般質問の権利だと思いますので、それが、会派というのは、ある意味議員の中で量を集散するようなどころがありますので、そこは、市民の方が予想してないというか、投票するときに予想している場合の場まではあればいいですけれども、この4年間の最中に変わったりすることもありますので、そういうことを考えると、やっぱり議員一人一人の力というものを考えると、議員に、一般質問というものは、議員に与えられた固有の権利ではないのかなというふうに感じますので、会派への割り振りに関しては必要ないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員（関田正民君） 私も、この100分というのは、これで十分だと思います。会派の配分とか、それは必要ないと思います。現状どおりで問題ないと思はいます。

○委員長（中間建二君） それでは、今3人御発言いただきましたが、一般質問については、正副の御提案も現状どおりということでございますので、一般質問については、現状どおりということで、まず確認をさせていただきたいと思はいます。

予算審議、決算審議につきまして、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（尾崎利一君） 前回も発言しましたが、武蔵村山市では、決算特別委員会3日間、予算特別委員会4日間で、東村山市でも、予算特別委員会、決算特別委員会ともに4日間で、質疑について回数制限もないということで行われています。私としては、前回やった決算審査の強化ということがやはり議題に上っており、それでこれは強化する方向について確認してるという状況のもとで、私は、少なくとも決算特別委員会、予算特別委員会、実際に審査をして、日程がどうなるかは別にして、1日ずつふやして、十分な審議を行っていくと、回数制限については行わないと、時間制限についても行わないということで行うべきだと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 実は、前も一度お話したことがあるんですけども、私も、実は、予算委員会のと看で、2回しか質問できないというのは、ちょっと最初、失念してて、途中で終わっていたということがあるんですけども、予算・決算の審議に関しては、こういう常任委員会とかこういう委員会と同じように、何度でも、何度でもというか、そのいろんなやりとりができる、QアンドAでやりとりができるという機会がすごく大事だと思うので、今の回数制限というのはちょっといかがかなというふうに、私自身は思っております。今皆さん、その対応のために、1回の質問の中で、その中に10の質問をしてしまうとかということをやっておりますので、それだったら、やっぱり10の質問は10回に分けて、QアンドA、QアンドA、QアンドAという形でやっていただいたほうが、周りの人たちもわかりやすいし、答えるほうも答えやすいというふうな感じもあります。

ただ、一つ懸念されるのは、それをやってしまうと、結局ずっと延びてしまうというのが一つ懸念されます。そこは、やっぱり時間的にここをどういうふうにするかはあれですけども、僕は、どちらかというか会派で、何分にするかは、例えば4日間とか3日間に予定を決めたときに、それを割り振って、大体こんな時間になるというのが大体出てくると思はいますけれども、1会派1款に対して50分以内に済ませるとか100分以内に済ませるとかって、そんなような形で会派単位で持って行って、質問の回数は自由にできるというふう

にしていなければなというふうに思っております。

○委員（関田正民君） 正副で載っている案で、私はこれでいいと思います、御殿谷さんの言うことも入っているので。確かに言うように、10、15質問、1回に、2回つきりないわけだから、一遍に7つも8つも質問されても、また答弁のほうも困るし、またきょうもあれっと思って、細かいこと、できないので、やっぱりこれは大事なので、ただし大事だけど、何回やってもくどいものもあるし、何でこんな時間がかかっているという無駄な議員もいるし、やっぱりそういうのを防ぐためには、やっぱり会派で決めて、質問時刻を決めればいわけですから、ある意味時間を、それでは100でも200でも質問できるわけですから、私は、現状時間、この案で私は賛成です。

○委員（床鍋義博君） 私の考えでは、今現在2回までというのは確かに少ないと思います。ただ、これを一問一答形式にしてやると、際限なく、多分質問事項は多岐にわたりますよね、一般質問はある程度項目を絞って深くということなんで。予算・決算に関しては、どちらかという、わからないことを答弁していただくという、ある意味広く浅くだと思うんですね。そのときの質疑の方法と一般質問の質疑の方法とはやっぱり違うと思うんです。そこは、例えば1回目の質問のときには、ある程度項目を、これだけのことが疑問ですということをやっぱり示してもらって、そうすると重複して1回で答えられるものが出てくるはずなんです、答弁の中で。それはやってもらいつつも、2回という制限ではなくて、やっぱり回数制限はなくすべきだと、私も思っています。ただ、一問一答で行ったり来たりをずっとやっている、本当にずっとになってしまうので、それを時間でやるという時間の管理というのはちょっと難しいのかなと実は思っています。実は、款別といっても款によって10ぐらい質問があったりとかした場合には、例えばこの時間制限だと100分とはならないはずですよ、款別で一人100分となったら、多分2日では絶対終わらないはずなので。そうすると、多分10分とか20分とかという感じになってしまうので、例えばですけど、1回目の質問で10なら10の項目を全部言う。それで、2回目以降に関しては、その項目ごとに、一問一答、要はその中で5つぐらい再質問があったら、それに関して一問一答でやってもらって、2回、3回と言ってもいいんですけども、この質問から逸脱して自分の考えを延々と述べるということがあると思うので、そこは、やっぱり委員長、決算委員会ですから委員長の権限で、そこは制限するとか、ちゃんと質問にしてくださいという形で議事を進めれば何とかならないですかねという話です。

○委員（和地仁美君） 今の床鍋委員の非常に具体的にルール化して、1問、最初に10個聞いて、その後は一問一答という、そこまで決める私は、必要はないなと思っていて、おおむね委員長と副委員長のこの案でいいと思うんですけども、先ほど言った、床鍋委員の言ってることもわかりますし、御殿谷さんの言った一問一答形式でというのもわかるんですけども、私は、さっき一般質問で、100分、現状維持されていましたがけれども、その一般質問のときに私、前回発言させていただいた、要するに質問するという、こちらから提案をするというのも大事ですけども、一番の目的は、いわゆる執行側の考えであったり現状であったり、それをより具体的に引き出すことが本来の目的だと思うんですね。ここの手引にも、すべて報告を受けることということがメインになっていると思うので、予算審議とか決算審議については、質問時間を各会派に割り振る。で、答弁がより深くなったり長くなる分は、それは答弁をより引き出しているということなので、会派に私は、時間を割り振るといいと思うんですけども、それは、行ってこいの100分みたいな一般質問ではなくて、要するにこちらからの発言する時間の制限を持てばよくて、その中で100個を聞いてもいいし、自分の提案内容をより多く配分してもいいので、それは、各会派であったり、議員の中での時間配分はやっていただければ

いいと思うんですけども、その私たち側が発言する時間を制限するというやり方で進めれば、答弁側が、より資料を出してきたり、深める分には、それは本来の目的を達成しているということになるので、そういう時間配分というのがいいのではないかなと思いました。

本筋はこの案でいいと思うんですけど、その時間をどう配分するかというのを、私は、議員側の発言の時間を制限したものを配分する、答弁はより長くてもいい、短くて済めばそれもいいというのでいいのではないかなと思います。その一問一答とか、そこまで決める必要はないと思いました。

○委員（関田正民君） 今の和地さんの言ったことはいいことで、もしそういうことをやるんだったら通告制にすればいいですよ、通告制、そうしたら最初から調べておいてくれるから。（「それは答弁が短くなる」と呼ぶ者あり）答弁が、そうしたら短くなるんでしょう。それをやれば完璧だと思います。（「完璧」と呼ぶ者あり）いや、本当に、結局それだけ質問しても、答弁のときに調べたりなんかしたら結局時間がかかっちゃうわけですよ。また、満足な答弁も来ないと思うんですよ。だったら、通告制にしておけば、さらに完璧かなと、そういうふうに思います。

○委員（和地仁美君） 今回の決算のときに資料請求を尾崎委員もされていたと思うんですけども、ああやって前もってわかっていることは、やっぱり資料請求という形でやると、非常に効率もいいし、内容も皆さん、手元に持って、その審議内容が見れるので、ああいったものをもうちょっと、今言った通告制という部分と似ていると思うんですけども、ちゃんと事前に時間が限られると、みんなちゃんと考えて、準備もよりという感じになると思いますので、それは一ついいのかなと。ただ、質問のやりとりの中で、そういうふうと言うのであれば、これも聞きたいという部分も、一般質問でもありますから、その通告したもの以外は聞けないというような縛りはないですけども、それは、より正しい情報と効率性を考えて、多少そういった工夫は必要なのかなというふうに思います。

○委員（関野杜成君） いろいろ聞いていて思ったんですが、今までどおりというか、2回までという制限は外していいのかなと。一応いろいろ和地さんも言われてましたけど、決算だったり予算というのは、やっぱり一般質問とは内容だったり質問の仕方が違いますので、そこの徹底をやはりしていくべきなのかなと。実際このお金、何に使っているんですかと、どういう考えで使おうとしているんですかというのが決算とか予算であって、このお金をこういうふうに使ってくださいよというのは、それは一般質問になってきますので、そのルールをもう少し明確化していきながら、その2回というものをなくすと。

先ほど正民委員からも出ましたけれども、その通告制というのも、調べていただいおくにはいいかなというふうには思っています。ただ、和地さんが言ったように、通告してないものを質問ができないという縛りがあると、やはりまたそこで問題が出てくるのかなと思いますので、通告制ありきで、なおかつ通告してないものでも質問はできるというような形がいいのかなと思いました。

○委員（関田正民君） 今の一般質問の通告を見てもね、いいと思うんですよ、今の一般質問、関連があるわけですから。これ、聞いたって、これで質問する必要はないだろうから、だから今の一般質問の感じでの考えでいいんじゃないかと思う。

○委員（床鍋義博君） もし今通告制って、今まででもなかったところで今出てきたところなんですけれども、もしそれを認めるということになると、私自身が感じることなんですけれども、9月の議会は、一般質問もあって、それから決算の委員会がありますといったことで、かなり負荷がかかるわけですね。その中で、やはり決算というのはすごく重要なことですから、精査している時間というものは、私は足りないと思うんです。資料

をもらってからずっと見るんですけども、やっぱり前年度の部分とか行政報告書とかを見合わせながら、一つ一つき合わせながらしていくという分には、審議日程ももちろん足りないと思うんですけども、実際に私自身が、それを考える時間がすごく少ない。その中で、通告制になってしまうと、一つ懸念があるのは、通告の時間、いつまで通告すればいいのかなど。それまである程度考えをまとめなきゃいけないので、私が、今のところ、議会の会期中にも勉強しながら、その中で、これもこれもこれもそうだなということを質問事項に入れていくわけなので、それが前倒しになると、この今までいただいていた行政報告書であったり決算の案だったりするものも、すべてもっと前倒しにさせていただかないと、ちょっとこの審議の質という点では、確保できないのかなという懸念があるかなと思います。

○委員（尾崎利一君） 通告制については、今出てきた提案ですので、二巡目名全体が終わったところで、必要があればそれについて審議をするということで進めていただければいいのかなど。今このところについて、通告制をどうするかどうかということをもた、今議論してるところの新たな一致点として一致するかどうかということやると、また合意しなくちゃいけないことがふえるので、それをやるのであれば、二巡目全体が終わったところで、もう一度必要があれば議論をして、合意できるのであれば合意する、合意できないのであれば合意できないということで、やっていただければいいのかなというふうに思います。

それから、今の現状として、決算特別委員会、予算特別委員会——決算特別委員会は、東大和市の場合は2日で、予算特別委員会は3日やって、それぞれ最終日は、今決算特別委員会は6時ぐらいですか。それから、予算特別委員会は、何時ぐらいになるんですかね、最終日は8時とかぐらいですかね。私は、そういう現状を見ても、それぞれを一日ふやすということで、発言権を保障するということと、そうすれば無理なく十分な審議ができるんじゃないのかというふうに思います。

それで、今の皆さんから出ている議論の回数制限をなくすということについては、ある程度合意ができてると思うんですけども、時間制導入については、合意ができていないということだと思いますので、私は、回数制限をなくすということについて、確認をぜひしていただきたいと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 回数制限をなくすということと、時間制を導入するというのは、これはもう一体に考えないとだめなんで、あくまでも回数制限をなくして、とにかく回数制限をなくしたい。そのためには、時間制を導入しなきゃいけないという、これでやはりこの案のとおりで僕はいいいというふうに思っております。そうじゃないと、回数制限だけなくして時間は自由でいいですよと、それこそ尾崎委員が言ったように、それが3日で済むのか4日で済むのか5日で済むのか、わけわかんなくなっちゃいますので、その辺は、申しわけないけれども、時間は、ちょっと制限しておいたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。

（「ちょっと休憩、お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（中間建二君） ここで10分間休憩といたします。

午前10時26分 休憩

---

午前10時36分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中村庄一郎君） 皆さんのお話、聞いてると、正副の案の時間制、会派による時間制の検討って、そちらのほうの時間制でというふうなお話もあるようでございますので、今回こういう話であれさせていただきますんですけど、幾つかの意見の中で、尾崎委員が言いましたけども、質問の通告制だとか、そういう話は、また

改めて、3巡目なら3巡目でまた話をするとか、ちょっとそういうことにすると、恐らく事務サイドのいろんな問題がたくさん出てくると思うんですよ、予算にしても決算にしても。

やはりそうすると、今度、要するに期間的な問題が出てきて、要するにもう少し早く書類もつくなくちゃいけないだとか、当然議員としてもかなりの時間を要する、それまでの間に、委員会までの間に到達するまでに時間も必要ではないかという問題もあるのがまず一つと、それからやっぱり委員会自体の時間の問題がなかなか難しいのかな、調整の部分ですね。その中では、やはりしっかりと質疑のみだけを言うとか、やっぱりそういう取り決めなんかもちゃんとしておかないと、そうしないと何時間あっても足りないような形になってしまふと思うんですよ。

ですから、やっぱりそういうところの取り決めも、また改めてそれは3巡目なら3巡目のところで検討するとか、議運なら議運の中で、またしっかりとこの委員会からこういう意見が上がっているということで議運の中で取り上げてくれとか、そういう形にしていかないとちょっと難しいのかなと思います。

ですから、きょうは、一応こういうことで、時間制なら時間制ということでありますので、そういうところで、一応ここで、2巡目のあれとして、皆さんの意見として取り上げさせていただければよろしいのかなと思います。

○委員（尾崎利一君） 私は、その時間制は反対してます、先ほどから。制限を設けないで、審議日数をふやすと、1日ずつ。そのことによって、十分な審議が保障されるようにすべきではないかと。

今現状、行われている審議の現状からいっても、回数をなくすことで、延々と質疑が終わらないということはないというふうに思いますので、1日ずつそれぞれ延ばせば、現状から見ても十分な審議ができるんじゃないかというふうに思います。

○委員（床鍋義博君） 議員の権利というか、議員の権利イコール市民の権利だと思うんですけども、保障するためには、もちろん時間制限というのは、制限にかかわるわけですから、非常に方向としてはないほうがいいとは思いますが。

ただ、今尾崎利一委員が言ったことをそのまま返すわけではないんですけども、質疑というわけだから、質問に対して疑問に答えると。そこで主張を入れて長々と入れてやることがあるので、そういったことで終わらんんじゃないかなという、私は、それはちょっと疑問です。それをやることによって、今まで以上に延びる可能性が非常にあると思いますので、ですから今2回に制限してるからあの程度で済んでと思うので、それをやることによって、本当に質疑で終わってしまえば、私、これ、時間制限はなしでもいいと思うんです、質問に対して本当に疑問があつて返ってくるだけです。

でも、一般質問でやればいいことというのはおかしいですけど、それも、最後の討論でやればいいようなことも、そこまで入れてしまうから、こういう話が出てくると思うんで、そのあたりを何も詰めずに、この制限だけとってしまえば、3日では僕は足りないというふうに感じます。これは意見ですので、別にいいと思います。

ちょっともう一つ確認したいのが、最後に会派による締めくくりの質疑を行うとあるんですけども、これは、個人個人が質疑を行った後に会派でやるということは、これは、僕は、余り必要じゃないのかなと実は思っています。

前も申しましたとおり、討論に入れ込むべきこともできる、最後、本会議のほうで討論できますので、そこでやれば済むのかなというところがあります。質疑と討論、違うといえば違うのかもしれないですけども、何

かイメージ的には質疑は、やっぱり個人で、議員個人がすべてやって、そこでもう完結しておいて、主張主義など、そういったことに関しては、やっぱり本会議の討論でやっていただければいいのかなというふうには思っています。

以上です。

○委員（関野杜成君） 今まで、いろいろちょっとお話、聞いてて意見が変わったというか、単純に2回の質疑っていうのをなくす、なおかつ決算予算も一応予備日として1日プラスふやすというような形で、委員長というか、その先ほど床鍋委員が言われたような質疑ではない部分に関しては、今まで以上に委員長権限でしっかりと強化をするというような形でいいのかなというふうに思いました。それをやっていく中で、もし問題点が出てきたら、その部分をルール化していくとか、一度オープンにしてみても、それから問題点が出てきたら、ルール化するような形はどうかかなと。

こういう言い方もあれですけど、やっぱりそういう予算だったり決算だだりのときの懸念してるころのところが、そんなに長くはならないだろうと言ってますので、そういう意味では、ある意味どんどん、だれかはわかかんないですけど、いいのかなと。

一回そういう意味で、せつかく議会としていい方向にいろいろやっていくのであれば、質疑の回数をなくして、もしかしたら長くなるかもしれないんで、1日予備日を持つ。今までは、ある程度は委員長もよしとしていたけれども、その部分は、委員長も強化をして、だめなものはだめだと、端的にお願いしますとか、そういう文言をどんどん入れていくような形で、新しくやってみたらどうかかなというふうにちょっと今皆さんの意見を聞いてて思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） 今の御意見を聞いてると、結局、委員長の力量というか、そういう部分もあるかもしれませんが、もし関野さんの案を取り入れてやってみるのであれば、前もってそれを見直して、もう一度検討するという前提にやられたほうがいいというのが1点と、あと時間をくくると、時間の使い方は、個人の自由というか、そこに自分がどう使おうといいとなると、もしかして主張したい方は、それは主張に時間を使えばいいという話になって、よりもしかして尾崎委員の自由度が増すのかもしれない、意見のね。

だけれども、質問しかしてはいけないということをコントロールされると、今回私、副委員長させていただいて、簡潔にお願いしますということをおっしゃっていただいたんですけど、質問のための説明だというふうに言われたときに、それを質問のための説明だと言ったその後から出てくる質問がわからないので、それを制したら、質問が、よりわかりづらくなるという部分がもしかしたらあるかもしれないといったときのコントロールというのが、どこまでできるのかなという懸念がありますので、時間を制限すると、効率という意味で、より皆さんの発言がブラッシュアップされてよくなるという部分もある、制限の中でね。けれど、委員長がコントロールするというと、むしろちょっとした主張も入れられなくなるという部分が、どこまでできるのかなというのがあるので、そこはよく検討したほうがいいなという部分と、あと今回ここでは、通告制のことは議論しないという話があったと思うんですけど、1点今後話し合うときにちょっと思ったことは、一般質問の場合はテーマがわからないので、傍聴者の方に、事前にこういうテーマで一般質問しますよということをお知らせするっていう意味もあって、通告の時間が決まってると思うんですけども、こういう予算とか決算は、このことについてだけをやるということが事前にわかっているんで、それは、効率性、無駄な時間、本当に必要な時間に集中するために、事前に調べてもらうための資料要求のもうちょっと拡大したものの事前の通告制というのであれば、通告したものを一般に公開する必要はなくて、効率をよくするためのお互いにこういうことを

聞くからこういう資料を用意しといてねという前提であれば、先ほど床鍋委員のおっしゃっていた、いつまでに通告を出さないと聞けなくなっちゃうみたいな危険性というよりも、極論、聞く前までの調べる時間の余裕を持って、前日までにこういうものをあした聞くから、資料、手元に用意してくださいねっていう方法でも、極論、そこをどうルール化するかわからないですけど、そういう考え方にすれば、今回内容を充実して、より効率を上げるというものの目的の中で、いろんなことが改善できるんじゃないかなというふうに思ってますので、時間制がいいのかどうか、あと委員長のコントロールというところは、よくちょっと皆さん、議論されたほうがいいんじゃないのかなと思います。私は時間制のほうが良いと思ってます。

○委員（関野杜成君） 先ほど私も、通告制というような話、させていただいたんですが、ある意味、一般質問と同じような通告という意味ではなく、事前にお伝えしとくっていう、今の資料請求というものを、結局資料請求とやると資料としてきますけれども、答えをしっかりと用意しといてくれという意味でのものなんで、別に資料も下さいということじゃないと。そこら辺は今和地さんが言ったような形で、だからそれが通告制度という言葉にそぐうのかどうかはちょっとわからないですが、そういった形で知らせるのはいいのかなというふうに思ってます。

時間の制限となると、全体としての時間として制限を行うのか、款別で制限を行うのか。ただ、款別で制限を行った場合は、民生費はこれだけあるけど、土木は2ページしかないとか3ページしかないとか、いろいろ出てくるんで、款ごとに何分ってやると、ある意味、使わなければいい話ですけども、そうなるより、やっぱり自由な発言というのは変ですけども、聞きたいことをしっかり聞けるというところからすると、時間設定ではなく、2回というのもなくして、回数無制限、時間無制限で聞くというような形のほうがいいのかなというふうには思ってます。

なぜかという、やはり質問して答えが、しっかりしたものが返ってこなかった場合、しっかりした答えが返ってこないにもかかわらず、予算・決算でオーケーをするのかどうかというところに最終的にはなってくると思うんで、ただ先ほど言った、自分の考えだったり、そういったものとなるのは、やはりそれは予算・決算にはそぐわない話ですから、そこはちょっと委員長の確かに力量にということになっちゃいますけれども、もちろん議長もそのときにはいますし、委員長にもうゆだねてるから、そこら辺は、委員全体だったり、委員長の力量になっちゃいますけれども、ある意味、それもそれでやってみるのも一つなのかなと。その上で、やはり問題が出てくれば締めていくと。

○委員（関田正民君） 今うちは、歳入は一括ですよ。だから、款別は、時間は、款別を統計、いわゆる何款は、時間はかかるのか、あるじゃないですか、時間かかっちゃうので、質問、終わりとか、だから区切れればいいんですよ。単純に言えば、1から3とか、4から7とか、それでそこら辺で時間を決めれば、一括じゃなくて、そうすれぱうまくいくんじゃないのかと思う。

やっぱり今いうように2ページのところもないわけだから、そこに20分もかけることはないし、やっぱりそういうことは、後でみんなで見えて、区切る区分をつければいいのかな。それで、時間制でやれば効率よくいくのかな、そんなように思います。

○委員（関野杜成君） 今関田委員が言われたのはいいかなと。もちろん意味合いとしては、やはり制限を入れるために、時間制を入れてるのではなく、ある程度の流れをつくるために、時間制を入れてるという認識なのかなというふうにも私は感じましたんで、ある意味それはそれで、款別に何分というのは分けていってもいいのかなと。もちろん、1、2、3という款を一つの枠にしてもいいですし、1を一つの枠として何分、2を一

つの枠として何分というやり方でもいいですし、そこら辺に関しては、もしそういう形で、細かくはここでは決めずにいくんであれば、みんなが一致でできるんであれば、それを、これはどこの委員会になるのか、議運になるのか代表者になるのかとは思いますが、そこで最終的に細かく決めていければいいのかなというふうに思っています。

○委員（関田正民君） それでは、正副で出してる案にも款別審査に時間制を導入すると出て、当てはまると思うんですよ。あとは、細かいことはみんなで議論してもらって細かく区分すればいいことであって——どうですか、委員長——と思います、私はこの正副の案で賛成なんですけどね。

○委員（関野杜成君） もし回数をなくして、時間はあくまでもただの枠というようなことで考えるのであれば、この最後に会派による締めくり質疑を行うというのは要らないかなと。特別会計に関しても、会派で、時間で割り振るっていうのも、ある意味要らなくなってくるのかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） この正副委員長のときに、最後に会派による締めくり質疑を行うというものを追加されたのは、どういう場面を想定してかっていうのをお聞きしたいんですけどっていうのは、今の現状の決算委員会、予算委員会を見ていると、もともと質問する予定がなかったという言い方もおかしいですけども、ほかの方の質問を聞いて、ああ、そうだったんだ、じゃあそこが見えたんだしたら質問しようっていうって、1人2回までの中で、後からそのときに、じゃあここも質問しとかなきゃやってやってらっしゃる方もいると思うんですね。そうすると、時間を区切っちゃって、いろんな会派の方の質問が出た後に、あっ、ここももう一つ掘り起こしとかなきゃなって思ったときの担保じゃないですけど、になるのかなってちょっと思ったので、これはそういった意味合いでやる意味だったらいいなと思うんですけど、正副委員長、この会派の総括質問、どういうイメージで案として入れられていますか。

○委員長（中間建二君） 当初、実は、私が議員になったころは、この総括質疑っていう項目はなかったんですね、当初は、歳入審査から入って、歳出款別審査。

要は、全体を通して、どういう視点で予算を策定したのか、決算の評価を首長としてはどう評価してるのかというような、総括的な質疑をできる場がなかったのが、当時検討した結果、冒頭に総括質疑をやった上で、款別審査に入っていこうという今のルールになってます。

提案したイメージとしては、今予算・決算で行っている流れを踏まえつつ、ただ最終的に、これは国会運営なんかでは行われてる手法ですけども、委員会の中で、締めくり質疑という形で、全体を通して、明らかになった問題点や疑問点等を、限られた時間の中で質疑を行うことで、より議論は深まり、論点が明らかになっていくのではないかと。

前回のときにも申し上げましたけれども、やはり議題について論点を明らかにしていくという意識で、議員それぞれが、質疑を行っていくということが望ましいと考えておりますので、そういった意味では、一通りの議論が終わった後に、討論は別で行うにしても、締めくりの質疑を行うことで、より論点が、問題点が明らかになるのではないかとという意味合いでの今までやってない締めくり質疑を行ってはどうかという御提案でございます。

○委員（関田正民君） この案は賛成なんですけど、今言うように、私は、逆に最後の締めくりの総括質疑は要らないのかなと。予算の場合は、壇上で賛否、それから決算の場合は、款別の賛否、とるわけですから、総括を言っても意味がないと思うんですよ、そこで意思表示してるわけですから。だから、それよりも、それは、

私は、これだけ除いて、今もこれは大賛成なんです。

それから、もう一つ、これは余計なことかもしれませんが、会派で2人総括質問する会派がいるけど、それはないと思うんですよ。そういうのも、ちょっと総括はやっぱり1人だと思うんですよ、会派でね。それも、ちょっと余計なことかもしれないけど、余計なことじゃない、大事なことなんだけど、ちょっと足してもらえばいいかなと思ってます。

○委員長（中間建二君） 今の御意見も踏まえつつ、そういった意味で、総括質疑を、会派で行う時間を割り振りをする、会派で行うっていうのは、基本的には、会派を、本会議における代表質問と同じような意味合いでの運営、運用になるのではないかというイメージでございます。

あわせて、正副の提案としては、締めくり質疑も、同じように、会派を代表しての締めくりの質疑を行う。これは、もちろん会派によっては、代表質問と同じように行わない場合も、会派によってはあるということも当然あるかと思いますが、運用上は、こういう運用したほうが、より論点なり質疑が深まるのではないかという意味で御理解いただければありがたいと思います。

○委員（尾崎利一君） 1点ちょっと伺いますけど、款別審査の時間制というのは、款ごとに時間を区切るということであって、会派にとか1人にとかということではないという理解でいいんですか、これは。

○委員長（中間建二君） これは、款別、要は、発言時間を、やはり一定の時間を設けて決めていくという意味ですので、例えば総務費を30分で終わらせるということにはならないと思いますので、ただ具体的に踏み込んでないのは、じゃ時間制を導入したときに、今のように、じゃ総務費、民生費、一つ一つに議員の発言時間を制限するというふうにするのか、それともどなたか先ほどおっしゃったように、二つ、三つの款の審査の中で、時間を決めていくっていうほうがいいのか、そこまでは、提案としては踏み込んでおりませんが、いずれにしても今の回数制限というルールよりも、時間で、それぞれの議員に、もしくは会派に、発言の時間なり権利を保障するというほうが、より議論が深まるのではないかという意味での御提案として受けとめていただければと思います。

○委員（尾崎利一君） いずれにしても、私は、時間で制限するという考えには同調できないと、反対だということですが。

○委員（御殿谷一彦君） まず、委員長のどうのって話では、まず質問外の、質問というのは、時間内でも、質問外というか、本来予算委員会、決算委員会の中で質問すべきじゃない質問というか話は、たとえ1分だろうと10秒だろうとするべきじゃないというのは、それは大前提で、それはいいですね。

次に、やっぱりこういういろんなことをやっていく上で、ルールづけというのはどうしても必要になってくると思うんですね。こういうことはしちゃいけないとか、時間は例えばこのぐらいでおさめるとか、例えばこの委員会にしても、ルールっていうものそのものはないけども、やっぱりこのぐらいの案件だったら、このぐらいで済ませようという暗黙の、少なくともこのまま24時間みんなでやろうっていう話にはなっていない話なんで、そういう中で、こういう予算・決算委員会とかがあったときには、例えば3日でみんな集中して議論をやっていこうとか、4日で集中して議論をやっていこうっていう議論が、そういう中でルールづけがどうしても必要になってくる。そうした中に、やはり今までそれを1人2回ということで、枠を設けさせていただいてたわけです。

だから、今回はその2回っていう枠を今回なくすという話になると、そのところで、やはり会派当たり100分にしてもらいましょうとかがルールづけがどうしても必要になってくる。ただ、それによって、例え

ば今回ちょこちょこって話は出てますけども、今まで3日間でやってたやつを4日にふやせないかとかって話も、これはその中でこれを検討していけばいいと思うんですけども、そういう意味で、決して今までの時間が減らさせるわけじゃなくて、時間は大いにとっていきましょう、ただルールはしっかり設けていきましょう、今まで2回だったというのは、やはりちょっと議論をしていく中で不都合がありますねというところで、それは、じゃ時間というところで何回もやりとりできるようにしましょうということを持っていく、それが、まず第一歩、会議の活性化というか、充実のために必要じゃないかなというふうにも思います。そういう意味で、あくまでも時間というルールは、やはり一定を設けておいて、一つの会議の進歩として、2回を廃止するということはやっていくべきじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（中間建二君） では、取りまとめに入りたいと思いますが、尾崎議員のほうで、時間制導入については反対をするという御意見でございましたけれども、今の全体の御意見を総合すると、発言権の保障という項目の中で、今回、今御議論いただいている中で、今以上に議論が活発になり、また発言も保障されるという方向性が出てくるのであれば、一定の時間なら時間というルールを設けながらも、先ほどの話で、決算が今2日、予算が3日ですけども、じゃそれを1日、日数的にふやす中で、それぞれの議員の発言が、一定程度保障される時間配分をどのようにしていくのかという組み立てをしていけば、時間、一定のルールを設けたとしても、発言権の保障という意味では、拡大をされていく、また議論の活性化ということにもつながっていくというふうに、皆さんの御意見を伺いながら、理解をしたんですけども、そういった方向での取りまとめでは一致できますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） まず、日数、審議時間をふやすという前提が確認されていないもとの、時間制の導入と制限がかかるということですから、私は同意できないと、今の……

○委員長（中間建二君） ですから、今申し上げたように、今以上に日数はとる方向で、ほかの方の、皆さんの御意見を踏まえても、今の2日、3日にこだわるということじゃなく、1日ふやしてもいいんじゃないかという御意見がありましたので、発言時間、審議日数は確保しつつも、ただそれが、無制限に、4日、5日、1週間というわけにはいかないの、一定の範囲の中でおさまるような時間設定は当然必要ではないかという意味で申し上げてるんですけども。

○委員（尾崎利一君） 全体の、例えば決算特別委員会が、3日になる、3日以内では終わらせようと、予算特別委員会は4日以内で終わらせようという点では、それはそういうふうしないと、延々と議会が続くということになりますので、それは賛成ですけども、実際のこの運用として、例えば会派ごとの時間の導入ということになれば、どういうふうに割り振るのかっていう問題が出てきますよね。人数でやるということになると、やはり少数会派は少なくなるということになりますし、それから先ほど来いろいろ議論が出てますけれども、特別委員会において、質疑に際して意見を述べることができるかどうかという問題等についても、会議規則上は、委員会ですから意見を述べるができるというふうになってるわけですよね。そこら辺の議論も、極めて今いろいろお話を伺って不十分だなと、そこら辺の理解について、というふうに私は思います。ですから、そういう状況の中で時間的制限を導入するということは、これは、一致できないというふうに私は考えています。

○委員（和地仁美君） 先ほどの委員長の取りまとめの方向で私はいいと思うんですが、そこの中で、1点、議員の発言権の保障という最初の大前提を保障するという意味では、私は、議員側の発言の時間を決めて、答弁の部分は入れないというほうが、より私は発言権の保障になると思うので、回数から時間に切りかえる

という部分で、やはり先ほどから私が申し上げてるように、議員の発言する時間の制限にさせていただきたいと思う。

それは、実際自分も一般質問で時間が足りないなと思ったときに、答弁の方がいつも以上にゆっくりしゃべってるのかなって思うようなときもなきにしもあらずだったり、あとはこうやって手間取ってるのも、私の100分を使っているっていう気持ちになるとときもあります。なので、答弁のほうは時間のカウントをせず、議員側の時間を制限する。そうすれば、効率よくきちんと自分が発言をすれば、自分の聞きたいところまでできるというようになると思うので、ぜひとも時間配分は、行ってこいではなく、こちら側の制限にさせていただきたいなと思います。

○委員（関野杜成君） 時間に関しては、私もそれでもいいと思います。

あと、ただ時間の制限を導入するところに、尾崎委員が賛成はできないというような意見ですけれども、先ほど私も、関田委員が発言したのに対してちょっとお話しさせていただきましたが、あくまでも今の発言をしているのに対して、時間を少なくして、発言させないようにしようということではなく、2回というものがなくなったことによって、よりというか、委員会としては、ある程度の時間で終わらせなきゃいけないわけですから、その中の一つのスケジュールとして、議員に対して時間を与えましょうと。その時間に関しては、和地委員が言ったように、質問の時間という、その部分で私はいいと思ってます。

これに関しては、後々付託された委員会での話し合いになると思いますが、そのときに、もちろん今までの決算だったり予算だったり、尾崎委員が、どのような発言をして、どのくらいの時間だったかっていうのもやはりしっかりと検討した上で、時間設定はしていかなければ、私はいけないとも思ってますから、そういう意味では、今までの発言を抑えるための時間くりではないというふうに私は、考えた上でのこの時間の設定っていうのはいいのかなというふうに思っておりますし、多分皆さんもそうなのかなというふうには、私は思っております。

それと、あと会派というような形のものになってくると、もし会派に出すのであれば、それこそ先ほど言ったように、総括質疑とか、そういうものになってくるのかなと。一応予算にしる決算にしる、議員全員が参加をしているわけですから、ということは個人というふうに時間も割っていかなくちゃいけない。それを会派として、時間を割るというふうになってくると、やはりちょっと内容が変わってくるのかなと。会派として時間を割るのであれば、それこそ会派代表の総括質疑、そういったものに関しては、代表質問と同じように、時間を会派ごとに、1人だったら1人に対して何分の会派人数というふうにやっても、私はいいと思います。

○委員長（中間建二君） 今回の正副委員長の御提案は、あくまでも総括質疑と締めくり質疑に対して、会派での時間ということでございますので、基本的に款別審査における時間制というのは、会派でカウントするっていう提案にはなってはおりませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員（関野杜成君） 委員長、副委員長からの提案は、今委員長が言われたとおりだと思ったんですけど、先ほど委員のほうからそのような発言もあったんで、ちょっとそこは、私は違う考えだということで発言させてもらいました。

○委員（関田正民君） いいです。

じゃ、今いいですか、時間だったか、代表質問だけ、時間が決まってますよね、だからそういうのを参考にすればいいんですよ、もう例があるんだから。

○委員（尾崎利一君） 款別審査で各委員に持ち時間を導入するということになる、20人ぐらいに割り振ってということですが、現実には、款にもよりますけれども、全員が質疑するわけではないという状況の中で、各委員への時間の割り振りというのは極めて難しい、現実的には。一人一人に割り振れば、かなり短い時間になるということも考えられますし、私は、やはり時間制、時間で質疑時間を区切るというふうにはすべきではないと。1日ずつ延ばせば、質疑回数をなくしても、十分な審議ができるというふうに思います。

○委員（中村庄一郎君） 先ほどからいろいろ論議があるようですけども、実際に2回だって、今までのことに関しても、2回でも座るまでずっと言ってるわけですよ。それはもう半日言ってたって構わないんですよ、正直な話ね。そういうことなんです、座らない限りはってことなんです。しかも、だって今度は、その次に、今度また受けて立った同じ党派の人たちが同じような質問する人もあるわけですよ。ですから、またそれも立ったら、ずっと黙ってて、いつまでもあれしたらそれでいいということなんです。ですから、これは、やっぱり議員として、やっぱりしっかりとした会議の中で、ちゃんとそういうことを進めていこうということでは、やはりきちっとしたくくりの中っていうか、それは時間制が必要かなということなんです。

それと、もう一つ、余りそれを今度は言い過ぎちゃうと、余り言い過ぎちゃうとっていうか、くくりをなくしてというふうな形の事を言い過ぎちゃうと、じゃ申しわけないけども、議員の裁量ってどこにあるんだって、今度はそういうふうな話にまでなっちゃうんですよ、実際には。じゃ、どこまでがあって、質疑に対して答えを求められるかって話になっちゃうわけですよ。ですから、それをしてたら、本当にある意味時間も無限大になっちゃいますので、ですから先ほど来から委員長が言われるように、日程のまた変更もあり得るということで、できればこの部分の中のことは、また3回目の繰り返しのあれの中でも検討していくとかしていただいて、できればそういうところで、今回は正副の案で一応取りまとめていただければというふうに思うんですよ。

○委員（尾崎利一君） 先ほどから申し上げてますが、一致できないと、その点はということです。

○委員長（中間建二君） 委員長として何度か申し上げておりますが、取りまとめについては、基本的には賛否はとらないということで申し上げておりますが、ただ大きく意見が割れてるものについて、同意できない、取り扱わないということは当然なんですけれども、今ずっと議論をそれぞれ皆さん御意見いただく中で、尾崎利一委員のみ、時間制導入についてこだわっていらっしゃると。他の議員については、おおむね発言権の保障がなされる前提で、拡大、時間、一定のルールを設けていくことについては、同意ができると、こういうのでございました。

ただ、現状、きょうこの段階で、尾崎利一議員が時間制の問題について繰り返し御発言されてる中では、委員長としては、取りまとめを最終的にするところまでは、きょうの段階では行かないというふうに思っておりますので、3巡目ということもございましたので、きょうの、大変に議会の活性化とか、それから市民への説明責任ということも踏まえれば、この予算・決算の審議のあり方というのは非常に重要な項目でありますので、きょうの議論を踏まえつつ、この項目については保留にさせていただき、3巡目、再度御協議をするという形で、取りまとめをさせていただきたいと思います。

ただ、1点、ぜひ皆さん、御確認いただきたいのが、議員の手引、議員の手引の88ページをお持ちの方はお開きいただきたいんですが、東大和市議会の会議規則がございます。この中で、先ほど御発言がありましたように、委員の発言、105条でございますけれども、「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる」と書いてございまして、「ただし、委員会において別の発言の方法を決めたときは、こ

の限りでない」と、これも規定されてございます。ですから、予算・決算委員会については、この別の発言の方法が今定められてることによって、2回、制限があるということでございます。

それから、106条でございますけれども、発言内容の制限ということで、「発言はすべて、簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」とございまして、その2項のところには、「委員長が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる」となっております。

もう一点、実は、時間制限のことも会議規則にはうたわれてございまして、第109条で、「委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる」と委員長のほうでここまで権限が持たされてる状況でございます。

「委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める」ということで、最終的に異議があった場合でも、委員会の中で同意がなされれば、発言時間の制限は現状でもできる形になっておりますので、こういうことも踏まえつつ、この議員の発言権をどう拡大・保障していくのか、また予算・決算のあり方、審議のあり方についてどのようにとり行うべきかということについて、もう一度この項目については議論を行いたいと思いますので、きょうのところはこのような形で取りまとめをさせていただきたいと思います。

○委員（中村庄一郎君） これは提案なんですけども、1巡目、2巡目というふうに、こういう形でやってきました。3巡目は、ぜひきちっとした賛否を問うということで、皆さんのもとにこの御了解をいただいてしていかないと、委員会、いつまでやっても決まりがつかない。ある程度のやっぱり委員会としての方向性だけはしっかりとつけなくちゃいけないかなと思うんですよね。ですから、3巡目にいったときは、もう1回、2回ということで皆さんの議論もいろいろされてるんで、やっぱりこの部分では、賛否を問うというふうな方向性も一つには必要ではないかなというふうに思うわけです。

○委員（尾崎利一君） 委員会のこれまでの進め方として、一致しないことについては現状どおりにする等の扱いをしていますので、賛否をとって決めるというふうにはしていません。やはりきちっと審議を尽くすということだと私は考えます。

○委員長（中間建二君） スタートの段階から申し上げておりますが、議会全体のルールにかかわることなので、委員長としては、全体の合意を得て進めていきたいということで、繰り返し申し上げておりますが、ただこれは、皆さんのほうで、多数決で決めるべきだという強い御意見がありましたら、委員長としても、それには従わざるを得ないと思っておりますので、委員長の方針は、繰り返し申し上げておりますけれども、一つ一つの取り扱いについて、本来的には一致できないところについては、取り扱わない、見送っていくという思いでおりますけれども、また一つ一つの議論の中で、そうでないと、委員長の運営についての御意見があるようでしたら、また御発言いただきながら進めていければと思っております。

○委員（中村庄一郎君） 私がなぜこういう意見をあれしたかというのは、皆さん、中間報告という報告をされまして、あの報告の中の市民の中でも、このことについては及ばなかったというふうな意見がいっぱい出てるんですね。これって、自分たちで自分たちのことを決めてるのに、何で決まんないのっていう意見もあったわけです。ですから、そういう部分のことも踏まえた上で、私はここで発言させていただいてるので、ですからあり方委員会ということを立ち上げた時点で、実は、そういう問題もあるのかなというのは、私もずっと思っております。ですから、その中では、やはりしっかりと、私は、市民の意見も、それも一つこ

のあり方委員会の中でちゃんと発表しなくちゃいけないかなということも思いましたので、きょうこういう発言をさせていただきます。

○委員（和地仁美君） 私も、3巡目というか、一定の委員会としての方向性は出すべきだと思ってます。というのは、中村委員のおっしゃっていた中間報告のときの自分のことを自分で決められないでっていうのももちろんそうなんですけれども、やっぱりこの特別委員会、かなり長い時間も費やして、皆さん、それぞれ勉強して、非常に議論を重ねていると思うんですけれども、これが実際の担当する委員会なりで実現化に向けて検討してもらうためには、特別委員会はこういう結論に出ましたというものが示せないで、その実現化というところのステップに行けないと思うんですね。そうすると、ちょっと言葉は悪いんですけど、自分たちで検討したということの自己満足というか、検討してますよということにしかないという見え方というか、結果、そういうことになってしまうのは非常にもったいないので、やっぱり民主主義ですので、やっぱり一定の方向性、ただ委員長のおっしゃっていた全員一致しないという部分を加味するのであれば、多数決をとって、特別委員会としての方向性はこういう方向性なので、実現化に向けて各委員会で検討してもらいたいと、ただしこれは全員一致ではなく、こういう意見もあったともし添えるのであれば、その次の実現化するときの委員会も、その意見も加味しながら、議論を進めてもらえると思うので、ただ結論は、私、出したいと思います。

○委員（尾崎利一君） 今まで、一致しないで、現状どおりというふうにしてきた課題はたくさんあります。だから、そういう一般論で言うのであれば、全部、結論は出さなくちゃいけなかったということになるわけで、現にこれまでやってきて、幾つかの課題について、一致し、改善点を見出してきた課題はあるわけですから、一般論で全部そうならなくちゃいけないということであれば、今まで置いてきた課題がどうだったのかということにもなるんで、ちょっとそれは、私は乱暴なあり方だ。一つ一つについて審議をして、一つ一つそういう意味で結論は出してきてると思います。

○委員（中村庄一郎君） いえ、私の意見は、3巡目といったものだけについて結論を出しましょうと言ったんです。今までのことを全部やろうなんということはないです。また、もう一つは、3巡目という意見が今までにも出てこなかったことが事実でしょう。ですから、3巡目に対してはということ言ってるんですから、それは全部のことを審査しろとは言ってません。ですから、そういうことを理解した上で判断してください。新しい意見が出てきて当然のあり方委員会だと思います。

○委員長（中間建二君） 委員長の取りまとめの方針は繰り返し申し上げてるとおりでございます。

ただ、最終的にこの報告書を取りまとめるということもずっと申し上げておりますので、前回のときにも、報告書を取りまとめる段階で、両論併記のような形で取りまとめるという手法もあるということも申し上げましたし、また皆さんの強い意見があれば、状況によっては、委員会としての判断を求めなきゃいけないということも、それはあろうかと思えますけれども、私の方針は繰り返し申し上げておりますので、今皆さんからそれぞれいただいた御意見も踏まえつつ、この項目については、3巡目に先送りさせていただくということで、取りまとめをさせていただきたいと思えます。

では、引き続きまして予定しております最後の項目に移らせていただきます。

この議場へのパソコンの持ち込みでございます。

1巡目の議論のときには、ノートパソコン、会議用タブレットの開発等によりまして、議場での使用を認めるべきという御意見がありましたが、また一方、通信機能やゲーム機能などもあり、傍聴する市民から誤

解を与えるのではないかという御意見もございました。

この特別委員会の中で、一度、委員会審議の中で持ち込んでいただいて、確認をしてはどうかということで、前回合意をし、行われたところでございます。中間報告の段階で、引き続き調査・検討という形になりました。

正副委員長のこの項目での提案としては、やはり委員会、本会議等の審議の状況への影響を考えると、音が出るキーボードは除いたタブレット型のパソコンなりスマートフォンで資料の閲覧というもし必要があるのであれば、それに限っては持ち込みを許可してもいいのではないかと。ただ、やはり外部との連絡ですとか、またタブレットパソコンもスマートフォンも、メール機能もありますので、やはり審議に影響のない、関係のないメールを閲覧するというような通信機能を活用した使い方というのは、やはり認められないのではないかと。また、使い方によって審議に影響があると認められた場合は、議長が使用を制限するというところで、御提案をさせていただいておりますが、この点について御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） この件について私も調査をしたんですけども、ネットでの調査なんで、文書とかではないので、あくまで参考意見としてお聞きください。

平成15年で、本会議にパソコンが導入されている市が17市で、2011年だと23市ですね。委員会に導入されているのが43市っていうネット上の情報です。あくまで参考、全国ということで、やはり少しずつとはいえ、やはり進んでるんですね、導入していく。

これは、あくまでもパソコンというのは道具ですから、便利なものであれば導入したほうがいいのかというのは、私は前提であると思うんです。ただ、そのことによって、例えば審議が邪魔されるとか、他の委員に迷惑がかかるとか、そういうことであれば、それはいけないということはあると思います。であれば、そうでなければ、逆に言えば持ち込むことはいいのではないかなという意見です。

その中で、タブレット型のパソコンということが今出ましたが、今出てるパソコンで、名称を挙げると、よく聞く iPad とかっていうのがあるんですけど、実はこれ、市からいただいている例規集を見ようと思っても、ドライブがついてないんで、なかなかその場で参照できないんですね。とすると、今後ドライブつきでタブレット型というのが今のところないので、あれば、Windows 8 になって変わってきてると思うんで、これからは出ると思うんです。

ただ、今のところ、そんなに巡回していないので、今例規集を見ようと思ってもタブレット型、iPad では見れないんです。いろんな方法を考えたんですけども、やはりそれが見えないとなると、結局例規集と違って、今文書で配付されていないので、議場で見ようと思っても見れないわけですね。そういうことを考えると、キーボードつきのいわゆる普通のパソコンというのでも検討していただきたいなと思うのが一つ、それを導入しているところも、登別市では普通のキーボードつきのパソコンが導入されています。

通信機能に関しては、認めないということと認めるというところがありまして、これは、議会中にもちらんメールのやりとりするなんていうのはもってのほかなんですけれども、ただ一つ思うのは、通信機能がなかったりすると、そのパソコン自体に入っているものだけを取り出すということになりまして、例えば関連の他市の状況とか、いろんなものを質疑の内容で出てきたときに、じゃそれ、ちょっと調べてみようかといったときに、なかなか調べることができないって、少し不便かなというのはあります。ですから、私としては、通信機能に関しても本当は認めてほしいなというところがあります。

これに関しては、ゲームをする機能とか、例えば先ほども出てると思うんですけど、ゲームに関しては、通信機能、なくても中に入ればできてしまうことなんで、実際に議員の個人の問題になってしまうと思うんですね、そういうことやるかやらないかというのは。現状でも、例えばパソコンを持ってこないにしても、例えば書類なんかは持ってこれます。その書類は、いわゆる何を持ってくるかというのは議員個人ですから、変な話で言えば、漫画、持ってきてもだれもチェックできないし、今のところ禁止というところにはなっていないので、やっぱりそれは、だけど市民、見たら明らかにおかしいというふうに、その議員個人が非難されるべきものであって、それが、議会全体が責任を負うべきことでないと思うんですね。ですから、仮にゲームをやったとしても、もちろんゲーム、やってることを議長が見て、何、やってるのという話はいいと思うんですけども、それのおかげで、それがあある可能性があるから、パソコンを全部制限するという形ではないというふうには思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） これは、通信機能の活用は認めないというのは、通信機能というのはインターネットなども含まれると。

○委員（床鍋義博君） もちろんメールのやりとりって、発信側、例えば今議会、ツイッターで、そこで将来的にはあるのかもしれないですけども、今の段階で、「今議会中なう」みたいな、そんなことをやるというもの、見てるほうはおもしろいのかもしないんですけども、確かにそれは、議会のあり方としてはちょっと逸脱してるので、発信という点では、私も今の段階で許可しないほうがいいと思います。ただ、通信機能の中で、参照機能、インターネットで情報をとるということに関しては、だれに迷惑、かけるものではないのかなという、審議に影響するようなことではないのかな。むしろ、そういうことによって知識の理解がその場で深まったりするという点ではいいのかなというふうに思っております。

○委員（関野杜成君） 私も床鍋委員と同一意見であって、先ほど私も言おうと思っていたことはやっぱり例規集の問題なんですよ。キーボードがついてないタブレット型というところであれば、やはり通信機能があったほうが、例規集は調べられますし、もしその通信機能がダメなんであれば、キーボードのついてるCDを入れられるもの等にならないと、パソコンを持ち込む意味が今度はなくなってくると。そこら辺に関しては、やっぱり各議員個人の倫理的な判断、道徳的な判断で利用をする。ただし、持ち込みに関して、他の議員だったり、議会運営に支障が出るときは、議長が使用を制限するみたいなことで、しっかりそのくくりさえ決めておけば、私はやっぱり持ち込んでもいいのかなと。理由としては、床鍋委員と同じように、あれって思ったときに、他の議員の質問とか、聞いてるときにやっぱり理解をするためには、そういったものも必要なのかなというふうには思っております。

○委員（御殿谷一彦君） これは、余り主義主張に関係ないんで、自由にみんなお話しいいと思うんですけど、要は僕もどっちかという使いやすいほうなんです。使いやすいほうなんですけども、使ったときにどうなんだって、いろんな疑問点が出てくる。

まず、例えば一つは、持っている人、持っていない人の要は格差というか差別というか、よくないんですけど、使える人、使えない人、使えない人が悪いんだ、持っていない人が悪いんだ、持っている人はそれでいいんだという話になってしまえばそれまでなんですけど、だからそういう問題だとか、それから一時、ちょっと議会でそういうことがあるかどうかわかんないんですけど、例えば試験のときに、そういう情報機器を使って、外から情報ももらって、試験を回答してたといったときに、例えば議会のときに、おれの意見じゃねえんだ

けど、おれのバックにいる人がいろいろ言ってきて、そのとおり一生懸命しゃべってますとあって話になったときに、ちょっとおかしいんじゃないのとかって話とか、それから一つ、インターネットを使って調べるっていうのもわかるんだけど、また実は教育界においてそういう教育も進んでるというのはわかるんだけど、わかるんだけど、委員会は余りいいかなと思って、また変な話で、議会の中で、本会議の中で、インターネットを使って一生懸命調べるといことが、本来そうじゃなくて、やはりそういうことは事前にしっかり調べた上で、書面にして自分でわきに置いとくとかなんとかってすべきではないかとかって話とか、それからもう一つ、議場は電源がないんです、実は。そんなに時間がもたないというのが一つと、それからある議会で入ってるのは聞いてるんですけども、その入ってる議会さんって、結構、議会が買ってくれたタブレット端末でやってるとかっていう形が、僕はちょっとそういう話を聞いてるんで、持ち込みじゃなくて、市議会のほうでタブレット端末を分け与えてくれて、それにいろんなこういう情報を入れてくれるとかって話であったりとかっていうんで、ちょっとその辺のいろんなことを乗り越えていかなきゃいけないというのはちょっとあると思うんで、この場においてやっていくという方針を出すことは、それ自体は非常にいいと思うんですけど、ちょっとそういうところ、どうやって制限、かけていくか、それはあくまでも議員さんの良心だよという話で持ってくるのかってというのは、ちょっと私は、クエスチョンマークというか、疑問を持っております。

○委員（床鍋義博君） まず、議員が、持ってる、持ってないとか、できる、できない、能力に関しては、それは議員個人が決めればいいことで、要はそれはどこに基準を置くかなんですよ。

一番できない人に合わせてやると、これは一生進まないです。ですから、それは持ち込みたい人は持ち込めばいいわけで、持ち込まない人は、それで足りてる、自分の知識でやれるということなんで、逆に言えば持ち込む人は、それでは足りないと思ってるわけですから、そこに基準を当てはめて、全部が同一にする必要はないのかなと思うのが一つと、あと事前に調べておけという話なんですけども、要はそこでの気づきがあったときに、リアルタイムで、そこで調べることが重要なのであって、事前についていうのは、自分自身の一般質問であったりすることはすべて自分で調べられますけど、他の議員の方が発言したこととか、ああ、こういうことがあるんだなということ、その場になって初めてわかることですから、それは、事前に調べておけという話にはならないと思います。

電源に関しては、これはもうバッテリーでもつだけということもできますし、もし本当にこれがやっぱり一日8時間もつバッテリーってなかなか今ないので、その場合に関しては、電源、将来的には、本当にやっぱりパソコンっていうのは、みんなが持ち込みたくなって、それ、必要だねってなったのであれば、それが市民のためのっていう形でなるのであれば、それは、電源はつけるべきだなというふうに思っています。ない段階でやる分には、まずバッテリーでやりなさいということもできるかなと。

市のは、配ったという、確かに市とか自治体が配って、全部に、平等にその中に分け与えてというところもあります。ただ、持ち込みを許可しているというところももちろんありますので、それは両方だと思えます。だから、最初の段階で全部にという話になると、やはり平等性とか、あと予算もすごいかかることですから、パソコン、高いですから、そういったことではなくて、まず持ち込み、一段階としては、最初の段階としては、希望者だけ持ち込んで、バッテリーだけでやりなさいとかというのはありなのかなと。

あと、メールの話で、バックにだれがいて、そのまま言うことがあるんじゃないかみたいなことなんですけど、杞憂なのかなと、そこまで規制しながら、逆に言えばそういうことを考えるのであれば、事前にそう

いう人のバックに、こういうこと言えみたいなことでもできると思うんで、パソコンを導入したからといって、そういう危険性がいきなり高まるということにならないですし、それはメールの送受信を禁止すればいいだけの話ですから、余り懸念する材料には当たらないのかなというふうには思います。

以上です。

○委員（関田正民君） 私は、結論を言うと、まだ早いと思います。ということは、今床鍋さんが言うように、だったらメールでも調べられるわけですよ、そういうことを言う議論にあるなら。

それで、40っていうと、まだ全国で40でしょう。ほんのまだまだ、今言うようにいろいろな問題があると思うんですよ。本当に、言うとおりに、みんな素直に、言ったとおりにやればいいけど、恐らく違うと思うんですね。現に、うわさによっちゃ、こうやって流してる人もいたというようなことも、私、聞いてるし、だからやっぱりこれは、本当にもっともっと議論をして、もっと広く調査をして、それでやってからでも遅くないと思います。

○委員（和地仁美君） 私も、パソコンでいろいろとやることは好きなほうだとは思いますが、今いろいろな皆さんの意見、聞いていて、例えばさっき床鍋委員のおっしゃっていた、ほかの議員の方の一般質問で、なるほど、こういうこともあるのかとあって、それで気づきももらって、本会議場で検索をして、ああ、なるほどなど、それって自分の勉強のためであって、その会議の内容を充実させるようなことではないって私は思ってしまうので、それを調べたいと思ったら、今現状私はどうしてるかという、メモをとって、家に帰って検索をして、そして勉強する。それは、自分の高めるため、市政をよくするためということは、その場ではリアルにやらなければ実現できないことではないんですね、なぜなら、一般質問のときに、他人の一般質問のときに、こういう意見もあると言えないから。でも、委員会であれば、ここで調べて、その都度に意見を言うということは、委員会の中を充実させることに直結すると思うので、私は、もし導入するのであれば、委員会で、そこで調べたものをリアルタイムにこの中に反映できるということであれば、そこは、実用的というか、活躍をするというか、有効であるというふう思うのが1点。

あとは、もし本会議場で入れるとしたら、市長部局側はパソコン持つんですかっていう、その部分も、わからないですけど、こちらはどんどん調べて、でも自分が一般質問のときに、その場で調べて、その次の質問に生かすというのじゃ何か現実的ではない気がするんで、やっぱり本会議場では、私は、まだ、皆さんが同じ資料をペーパーレスで見るとか、そういったエコ的な、そういったものにも関連するんであれば本会議場ではいいかなと思いますけれども、委員会は、また別として考えたほうがいいんじゃないのかなというふう思います。

例えば企業の中で、もう皆さん、ノートパソコン、持って、会議、やってるところがほとんどだと思うんですけども、そのときに、全然議論に入らないで、自分の好きな仕事を、書類を片づけてる人も正直いると思うんですよ。でも、それは個人のあれの問題になるので、そこをここで議論するというよりは、本当に内容、私たちは、議会をよりよくするとかいう部分に、軸足、立てて、本当に必要であれば入れると。であるのであれば、私は、今委員会というのは、見てすぐそこを言えるというのであれば、非常にそこは有効ではないかな、ただ平等性という部分はまた議論が必要だと思いますけど。

○委員（中村庄一郎君） この件につきましては、私も、実は通信の関係の問題、これは、よそから得るよりも、出ていっちゃう可能性があるわけですよ、これが心配だということは当然。だって、相手からもらうということは、それに対して答えなくちゃなんなかったりもするし、それをするっていうことは、議場の中か

ら、今ここでやってる議場の中の問題が、外に流れちゃう可能性があるっていうこと、これが一番心配なところで、通信ってというのは問題はいっぱいあると思うんですね。

実際には、例えば国会なんかの話なんかも、全部その日のうちに、日本人って優秀だから、全部自分のパソコンに入れたのを全部中国側がスパイして持ってっちゃうなんて話もあるわけですね、実際には大きな話になると。

実際に、やっぱりそういうことはないにしても、やっぱり通信ができるということは、当然、だって自分で聞きたいから、相手に通信を出して、答えを求めるわけだし、そうなったときに、やっぱり議場の中で行われていることが、その場でリアルに全部出ていくということですよ。それが、ただいろんな思想が、まじってるかもしれないものが出ていくわけですよ。実際に、だから会場で、ネットで流すっていうならこれは別ですよ。だけど、そういう思想みたいなのが流れていってしまうっていうことがまず一番心配の一つですよ。

それと、先ほど和地さんも言われたとおり、床鍋さんが言った意見の中で、そこで調べたいというのは、やはり議員としては、そこで調べたいのはわかるかもしれないけども、でもやっぱり自分でメモして、家、帰って調べるんでいいわけだと思うんですね。それは、普通の自分のためのやっぱりそれは勉強ですから、それは必要ではあると思いますから、それはそれで、そういうふうにすればいいことであって、ただ膨大な資料を自分で持つよりも、パソコンの中にデータとして入れてると、そこからいろいろ、質問も逆にさっきの中でも、私、言いましたけど、議員の裁量として、その中で、入れてあるデータで、それで自分がいろんな質問すればいいわけですよ、展開をしていけばいいわけですよ。だから、新たに外から質問の内容を我々でいって自分で検索して出すのであれば、やはり相手側の、やっぱり市側にもそれがないと、その答弁がきちっと帰ってくるかどうか、問題にもなるし、それはあれだと思うんですね。

だから、持ち込むということ自体は、別にこれは、そういう膨大な資料を持つよりも、そういうことが必要かなというのはありますけども、やっぱり通信機能とか、そういう問題をやっぱりちょっと考えたほうがいいのかないところではあります。ただ、ちょっと時期尚早かなっていう意味も、それは、だからいろんな整備をしていかないと難しいのかなと思うので、それは一理あります。

**○委員（関野杜成君）** いろいろ委員さんのお話を聞いたんですが、この件って、多分、今議会のホームページのファクス番号とかメールアドレスとかと、以前と似てるなっていうふうにお話を聞いてて思ったんですけども、結局それを使ってやってる方は必要だという話になってますし、それを使ってない方は要らないということになってきてしまっていると。

その上で、今中村委員さんが言われたように、通信として、ツイッターとかで「なう」とかじゃないですけど、そういう出ていってしまうものに関しては、やはりそれは、幾らパソコンを入れたからといってやってはいけないことですし、もちろん議事録の問題と同じように、まだ決定してないものでもありますので、そういうものは、やはり議員としてはやってはいけないというか、これをルール化してしまうと実際どうなのかなと。ただ、それが守れないのであれば、もしパソコンを持っててもいいということであれば、ルール化をしなきゃいけないのかなというふうに思いますけど、基本的にはそういうことはやらないという意味で、先ほど言った情報というか、条例集だったり、そういうものとして使うところなんですけれど、それについては、先ほど床鍋委員も私も言ったように、i P a dだと、今条例集はCD化されてまして、私も、i P a dに入れられるかどうか、自分のW i n d o w s のほうで入れてから、いろいろ変えながら

やってみたんですけど、やっぱりちょっとシステム内容が違うので、入れられないっていうところがあるんですよ。そうなってくると、タブレット型のものであれば持ち込みはいいんじゃないか、ただしキーボードがついてるものはだめですというふうになってしまうと、実際に条例集というのが見れないという状況に今陥ってしまっていると。そこは、やっぱり条例集は条例集として市からそういうCDで来てるわけですから、そういうものを見れるためのそういうタブレット型ではなく、CDが入られるパソコンというようなものを持ち込むようにさせていただけないと、やはり情報を見るためというものでは使えないのかなと。

それと同時に、先ほどは、他市の他の議員の話で、それはメモをして、家へ帰ってというようなことを言ってきましたけど、よく道路関係の話とか、そういう話も一般質問で出てると思いますが、市道第何百何十号線といったときに、多分、皆さん、わかってないと思うんですよ。話を聞いて、最後のほうになってきたときに、それが、ああ、あそこねと思ったり、または市道路線図というのを常時持ってて、こうやってみたりというのやっていますけれども、ある意味それというのも、そういう紙媒体で見るということもできますが、タブレットとか、そういうものに入れてみることもできますんで、そういう意味では、やはりそこで、他の議員が質問したことに対して、その場で確認をするというところに関しては、私は、必要だし、そういうものとしても使えるんじゃないかなと。

やっぱり最終的には、議員の倫理的なものになってきちゃうのかなっていうのがすごく私は思いますし、あと全国で23市導入してるということで、そこに関しても、先ほど言われたように、少ないから時期尚早じゃないかというような、周りを見て、判断をするのではなく、やはり東大和市議会としてどういうふうにしていくのかというような形で考えていくべきなのかなというふうには、私は思っています。

私としては、実際そこであったこと、メールの受信が、もし通信にしちゃった場合は勝手に受信されちゃいますから、それを見るとか云々とか、もちろん設定で受信できないようにということもiPad等ではできますので、そういうような設定にするとか、そういうようなある程度のルール化のもと、まずは導入をしていかないと、導入をしないで、こういう形で議論をしたところで、多分何の問題点も見つからないと思うんですよ。もし、じゃここで皆さんで話、したとしても、こういうタブレット型のパソコンだって、スマートフォンというものの性能だって、そういったものが、皆さんが同じ共有を今ここでしてるかという、多分してないとも思いますし、それが共有できないことには、話し合いとしてオーケーという流れには、今の話を聞いてるとならないのかなと。であれば、やはりそういう取り決め、ルールを決めて、どんどんスタートしていかないと、いつまでたっても二の足を踏んでるんではよくないのかなというような意味合いは、私は思っております。

最近、議会、最近というか今期になるんですかね。前期ぐらいまでは、何か質問されている方で、あっと思ったときに、調べ物で本を控室にとりに行ったりとか、公にという言い方も変ですけども、できてたんですけども、今期に入ってから、大分それをやらないようにしましょうみたいなので、何か代表者会議だか何だかで話がされてきたような気がするんですよ。私も、正直、何回か出はいますけれども、出たいときとか、調べ物の本をとりに行きたいなって思ったときにとれなかったり、そういう状況が出るんで、そういうような制限をかけるのであれば、やはりそこで調べられるようなものを置いてもらったほうがいいのかというふうには思っています。

○委員（中村庄一郎君） 今の話なんですよ。まさにそのとおりだと思います。

ただ、それを言っちゃくと、温度差があるだろうって話になると、今までのこの委員会自体も、そういう

ことで、じゃこれは今までと通常にしましょうって話になってたんですよ。今までの委員会も全部そうなんですよ。結局そういう温度差があるから、意見がまとまんないんだということなんだけど、結局意見がまとまらないから、じゃこれは通常どおりねって話になっちゃってるわけ、だからそういうことは、先ほども言ったように、やっぱりこの委員会のあり方もしっかりと考えないと、関野さんが言ったように、じゃ新しいもの、ちっとも取り入れられないじゃないかって話になっちゃうわけですよ。だから、それをここで出されても、結論はそういうふうに見えてきちゃうわけですから、やっぱりそれはそれで、できたら、だから3巡目なら3巡目ということで、いろんな話をちゃんと僕はしたほうがいいとは思いますが、できたらね。そうじゃないと、この問題についても、温度差があるなんていう話で出てきちゃうと、そうすると、じゃ今までと同じ、通常どおりって話になっちゃうわけで、それはまた委員長にも、よく、じゃこれから3巡目はどうするのかということも、よく話をしたほうがいいんじゃないかなとは思いますが。

○委員（床鍋義博君） もちろん、温度差、あるっていうのはよくわかるんですけども、今回この件に関して私なりに調べて、他市の状況とか、今どういった流れで来てるのか、それに関していろんな諮問があったときに、それはこういうやり方で解消できるんじゃないかということは今2巡目のところで話させていただいてるわけなんですけれども、私が申し上げたいのは、一歩踏み出さないと、多分3巡目になっても、私が調べて、それに対してまだって感じですとずとずとになっていくのかなっていう懸念がちょっとあるかなと。

最低でも、そこで、前提で申し上げましたのは、導入することによって、議会が進まないとか、他の議員に迷惑をかけるとかっていう話であればやらないほうがいいと思ったので、じゃその範囲内でやれないかということで、先ほど通信機能はインターネットで参照するだけで、こっちからの発信はしない、通信って、メールの受信はしないということになれば、先ほど中村委員が申し上げた議会の秘密というか、もともと傍聴してるわけですから、基本的には秘密にすることもないのかもしれないんですけども、そういう議会からの、議員から、個人からの発信をそこでするというのを制限すればいいのかなというふうに思ってます。

実際、もしそれをやらなかったとしても、もしそこで制限を、パソコン持ち込みを禁止したところで、じゃ防止できるのかと、実は控室に行ったときにできちゃうわけですよ。だれも見てないわけですから、そこでパソコンがあって、もちろんスマートフォンでもできるわけで、今議会はこういうふうになってますみたいなことはできるわけなんで、議場でそれをやることを禁止すれば、その懸念は減るのかなということはず一つと、それであとそこで気づきがあったときに、じゃメモして、帰って調べたほうがいいんじゃないかみたいな話が出たんですけども、それは、関野委員も言ってたんですけども、そのときでないと調べられないって結構あると思うんですよ。それは、議員個人の勉強でしょうといたらそれまでなのかもしれないんですけども、議員個人の能力が向上することによって、市民にとって利益が出るわけですから、そこで自分の知識が向上することに関しては、何らちゅうちょすることはないのかなというふうには思ってます。

もちろん帰ってから勉強しろっていうのは、もちろん今でもやってることなので、それプラスアルファ、もっともって議員の能力が高まるというふうに思っているんで、道具としてのパソコンというのを活用したほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。

○委員（和地仁美君） 昨日、私、広報委員なので、広報委員会、出てたんですけども、ホームページの改善であったり、より充実であったりっていう、その議会のホームページがテーマで話し合われたんですけども、やっぱり昨日の他市のホームページではこうだよとか、他市の議会の録画の放映の画像はこうだよと、

そういうときには、やっぱりその場で見たいなとは思いました。

さっきの関野委員のおっしゃっていた市道で何号線と言われても、それはどこかわからないで質疑のやりとりを聞いていてもっていう話もあったと思うんですけども、それを言うんだとしたら、持っている人はわかって、持っていない人は市道何号線というのがわからないというのは、個人のそれになれているかなれてないとか、そういうことに関係するっていうだけけれども、先ほどのときも、私、言わせていただいたのは、これは、議員の能力を高めることを検討している会ではなくて、議会の内容をより充実して活性化させていこうということであれば、パソコンの持ち込みというのは、これは、一つ検討するのはいいと思うんですけども、もっと言っちゃうと、議場にプロジェクターをつけて、全員が同じ地図を見て、それで話し合うほうが、私はよりいいと思う。

別の話なんですけど、何でパソコンを持ち込むことの理由が、その地図を確認したいということであれば、何で確認したいんだっけ、みんなが共通認識で議論、進めようよっていうその基本に返ったときに、パソコンの持ち込みだけを一つの検討材料とするのは、それだけが理由であればおかしいと思う。ただ、例規集とか、そういったペーパーでは出てこないものを資料として持つ必要があるというのであれば、今市がくれているのが、CD化していることが問題であって、それをタブレットに入れられるとかっていうことではなくて、じゃ紙で渡されてたらみんな手元に置けるでしょうとか、今ある問題とか、改善しなきゃいけないことをどうやって解決していくのかっていったときに、今このパソコンの話が全部ごっちゃになっちゃって話し合われているから何かおかしくなってるんじゃないのかなって思います。

パソコンは、パソコンの必要性というものをやっぱり皆さんで検討するということがあればいいと思うんですけど、同じものを見ようということを検討するんだったら、これ一本やりで検討する必要はないんじゃないかなというふうに思います。

○委員（尾崎利一君） 私は、せっかく導入するのであれば、インターネットなどを見れたほうがいいとは思いますが、先ほどの床鍋委員の御発言でも、全国でふえてきつつあるとはいっても、まだ少数だという状況の中で、委員長、副委員長のこの提案は、とにかく導入するという方向性は出ているので、いろいろインターネットも見れたほうがもちろんいいだろうしとかということはあるでしょうけども、この提案の内容でも、私は、今の状況からいうと前進だと思いますので、これで一致が図れるようであれば、まずこれで一致するというのでどうかなというふうに思います。

それで、1点、これで言うと、審議に影響があると認められた場合、議長が使用を制限するっていう文章で言うと、本会議だけなのか、委員会についてはどうなのかってというのがちょっとわからないので、議長もしくは委員長が使用を制限するというの理解でいいのかどうか、ちょっとその点だけちょっと確認したいです。

○委員長（中間建二君） 意味合い的には、そのとおりでございます、審議に影響があるということであれば、使用を制限するというのは、議長なり委員長に権限が当然あるという前提であえて書いているということでございます。

○委員（関田正民君） もう時間もあれですけど、私は、今の段階ではまだ早いと思います。それこそ、本当にいろいろな問題があると思うんですね。言ってることはみんな間違っていないんですけど、やっぱりそれだけに怖いものだと思うんですよ。

やっていると少くないから悪い、やっているとところが多いからいい、そういう議論じゃなくて、やっぱり

こういうものは、機械というものは怖いものですから、幾らルール、決めても、やっていけば外に漏れることもいっぱいあるし、そこでまた和地さんが言うように、私は、うちで調べればいいし、また休憩時間に調べればいいし、何も議場にいないたっていいわけですから、40分に1回、休憩があるわけですから、いろいろな面で間に合うんで、私は、今の時点では早いと思います、まだまだ調査が必要だと思います。

○委員長（中間建二君） 今御意見、さまざまございましたが、今のところ一致しない状況でございます。

それで、取りまとめの方法なんですけれども、今までの御意見を伺う中で、2巡目に持ち越したということもございまして、最終報告の段階で、正副委員長のこのたたき台での合意ということには至っておりませんので、通信機能も含めて活用すべきだという御意見と、時期尚早だという御意見を両論併記の形で、取りまとめる方向でと理解をしておりますが、いかがでしょうか。

○委員（和地仁美君） 先ほども申し上げたんですけれども、本会議とやっぱり委員会の扱いを同じにしないほうがいいというか、本会議は、やはり先ほども言いましたけども、議員が発言する場面というのはもう制限されていて、その中で、その発言を聞きながら、みんなもふむふむとやって、いろいろと情報を得たり、自分なりの考えをまとめるっていう中で、その場で調べないと、その場で活用できないという場面は、本会議ではないので、その部分は、やはりここに書いてあるような通信機能のなしに、さっき言った例規集だけ見れるとか、そういう形でいいと思うんですね、私は、今の段階では、ただ、委員会とかでもし導入するのであれば、委員会は、思ったことをすぐここで挙手して発言ができたり、もしくは今私の所属している広報委員会では、実際のホームページというもののことを検討している中で、それを全員で、共通の認識で、口で説明しないで、見れば一目瞭然で、こういう機能をやっている市もあるんだっていうのをやったほうが、委員会は活性化するので、本会議と委員会を同じルールにする必要があるのかなというのをちょっと思うんですけれども。

○委員長（中間建二君） 本会議と委員会、もちろん別のルールということもあろうかと思いますが、私の理解では、例えば委員会の中でも、前回、一回に限って認めたわけですよね。ですから、必要に応じて、委員会の審議にどうしても必要だということで確認ができれば、当然持ち込みは、委員会でも本会議でも、議長が許可をすれば、現状でも全く持ち込めないということでは当然ないわけで、ただ一律に、無制限に持ち込むことについて今認めていないということで御理解いただきたいのと、あとそういう中で、なかなか一致がしない中で、この項目を、じゃ全く一致しなかったことで取りまとめるのか、それとも両論併記という形で取りまとめるのか、この点について、2巡目に持ち越したということもありますので、2巡目で全く一致しなかったというよりも、両論併記の形で、委員会の中で結論が出ないという取りまとめしかやむを得ないのかなというふうにならざるを得ないと思いますけれども。

○委員（床鍋義博君） 本会議っていうところでいけば、正副委員長が、今ここで書かれてる、出してるところに関しては、一步前進ということで、私としてはこれでいいと思います。ただ、委員会に関しては、和地委員が言ったように、委員会であれば、タブレット型でなくても、そんなにうるさくないと言ったらおかしですけども、議会の議場っていうのはやっぱり静粛なところがあるので、ここだと、結構、このぐらいの規模ですので、キーボード、つついても、それほどほかの委員に迷惑はかけないのかなと。それであれば、CD-ROMを入れて、そこで例規集なりなんなり確認できるということで、新たな例規集をiPad用に変えてもらうとかっていうことを市にさせていただかなくても対応できるのかなという点で、本会議についてこういう提案ということであればいいのかなと私は思います。

○委員（中村庄一郎君） 正副のこういう提案というのは、これはこれとして、実際に私も先ほど時期尚早って話をしたのは、やっぱりそれなりの整備ができてこの話というつもりで、私はこの提案をさせてもらった部分なんですよね。

あともう一つ、委員長のほうで、今こういう形で今取りまとめをするということなんですけど、一応やっぱりそここのところは、じゃこれについてはこうだったけど、前回についてはこうだっていう話じゃまずいと思うんですよ、だからもう1巡目の3巡目でも設けるとか、ちょっと先ほどの例も含めて、いろいろする必要もあるのかなと私は思うんですけどね。

内容によって、ちょっと申しわけないんだけど、委員長の取りまとめの仕方の方向がちょっとどうなってくるのかなってというのは、ちょっと私もどうなのかなと思うところがあるので、やはりじゃこの順番についてはこれで了解するのかどうかどうするのかっていうことについては、もうちょっと慎重にお願いしたいなと思います。

○委員（御殿谷一彦君） 今回どっちかという、議場の、本会議場の話が一番中心になってるんですけど、一部さっき委員会の話が出たんで、前回、一回だけ特別委員会でやろうとしたんですけども、結局ほとんど持ち込みなしで終わった形だった、ほとんど1人だけっていう形だった。

要は、まず提案なんですけども、委員会のほうで、あくまでも委員長というか、委員会そのものの承認のもとですけども、こういうIT端末を持ち込んでもいいという形を委員会の中でまずはちょっと試してみる、こういう全部通信はしないと、いろんなことを認めた上でやってみてはいかがかなと。その上で、ちょっと使い勝手とか、皆さんの反応だとかを見た上でやってみてはどうかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員（関野杜成君） 先ほどちょっと言葉が足りなかったかなと思うんですが、持ち込み、ここの委員会で一度だけ持ち込みを合意ってなってますけれど、このときは、通信はだめというようになってました。その上で、私も、そのときに、先ほど言ったように、例規集をiPadに一生懸命入れようとしたんです。普通のキーボードがついてるものはだめだということになったんで、じゃ持っていくためには、iPadで、私の場合はiPadですから、それを持っていかなきゃと、持って行って、じゃ使えるかなというところで考えると、通信もだめ、例規集も入れられないとなったので、私はそのとき持ってきませんでした。実際にやっぱりそこが使えないことによって、このタブレット型パソコンとかスマートフォンとか、そういったものが利用できないということで、先ほどできるのであればCDが読み込めるキーボードつきのものが欲しいですねというようにお話をさせていただいてるところでもあります。

あと、先ほど来、例規集がCD化になったというようにお話になってますが、これはもともと紙媒体で来てまして、今多分手元には青い例規集、あれの前に、あの例規集じゃなく差しかえの例規集だったんです。その差しかえの例規集からあの青い例規集に変わり、あの青い例規集からCD化をした。それというのは、ある意味、議会からも言った案件でもたしかあったと私は思うので、そこに関して、もう一度、じゃ紙ベース化しようとなると、議会から言っておいてっていう話になってしまうんじゃないかなと。

そういう意味では、議会としては、そういう例規集に関しては、データ化をしていこうという流れがあったので、私は、であれば今回このあり方の中で、議場へのパソコンの持ち込みというのを、やっぱりそこからもう一歩前進ということで挙げさせていただいてる部分はやっぱりありますということを皆さんに認知していただければなというふうには思ってます。

○委員長（中間建二君） ここで暫時休憩いたします。

午後 0時 9分 休憩

---

午後 0時14分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、この議場へのパソコンの持ち込みでございますけれども、きょうの段階では御意見がまとまりませんので、もう一度この項目については、3巡目、3回目の議論を行うということで、取りまとめをさせていただきます。

お諮りいたします。

本日の調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（中間建二君） これをもって、平成24年第11回東大和市議会議会のあり方に関する調査特別委員会を散会いたします。

午後 0時15分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二